

2-1 兵庫衛星通信ネットワーク設備の設置及び管理運営に関する協定書

兵庫県（以下「甲」という。）と明石市（以下「乙」という。）は、乙の庁舎施設に設置する別紙の兵庫衛星通信ネットワーク設備（以下「通信設備」という。）の設置及び管理運営について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等の事務等に活用するため、甲と乙の共同事業として、通信設備の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（通信設備の使用目的）

第2条 乙は、電波法（昭和25年法律第131号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）並びに甲が別に定める規程に従い、通信設備を災害対策事務等並びにこれらに付帯する事務に使用するものとする。

（整備費の負担）

第3条 甲及び乙は、それぞれ通信設備に係る整備費の1/2を負担する。

2 乙は、甲の請求に基づき、前項の経費を甲に支払うものとする。

（管理運営費の負担）

第4条 乙は、通信設備の管理運営に係る経費を負担するものとする。

2 天災地変による故障、部品の劣化による機能低下等乙の責によらない通信設備の機能障害の修復に要する経費の負担は甲・乙協議の上決定する。

（通信設備の財産管理）

第5条 通信設備の所有権は、すべて甲に属するものとする。

2 乙は、通信設備の使用に伴う管理業務を無償で行うものとする。

3 乙は、善良な管理者の注意をもって通信設備を管理運営するものとする。

4 乙は、通信設備について、盗難、滅失、破損又は機能の減損が生じたときは、直ちに甲に報告するものとする。

（庁舎施設の無償使用）

第6条 乙は、通信設備の整備工事及び設置に必要な庁舎施設、その付属設備及びその他工作物並びに敷地等を甲に無償で使用させるものとする。

（通信設備の無償使用）

第7条 甲は、乙に対して通信設備を無償で使用させるものとする。

(管理運営協議会の設置)

第8条 甲及び乙は、兵庫県衛星通信ネットワークを円滑に管理運営するため、管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの庁舎施設に設置する通信設備の管理運営事務のうち、保守点検等共同で行うことが適当な事務を協議会において実施するものとし、当該事務に係る経費を協議会に支払うものとする。

3 協議会に関する事項は、別に定める。

(通信設備の変更等)

第9条 通信設備を増設し、変更し、廃止し、又は設置場所を変更しようとするときは、甲・乙協議の上決定するものとする。

2 前項に基づき増設あるいは変更した通信設備の管理運営については、本協定の各条項を準用する。

3 甲又は乙の事情によって通信設備を増設し、変更し、又は設置場所を変更した場合は、それに要する経費及び増設した機器の維持管理経費は原因者の負担とする。

(電波法に基づく事務手続き)

第10条 甲は、通信設備について電波法に基づく申請、報告等の必要が生じたときは、乙の協力を得て速やかに所定の事務手続きを行うものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上甲乙各自1通を保有する。

平成5年2月15日

甲 兵庫県知事 貝原俊民

乙 明石市長 岡田進裕

別 紙

名 称	数 量
アンテナ及び送受信機	一 式
端 局 装 置	一 式
交 換 接 続 装 置	一 式
無 停 電 電 源 装 置	一 式
防 災 用 電 話	一 式
一 斉 同 報 フ ァ ク シ ミ リ	一 式
音 声 一 斉 受 令 機	一 式

2-2 災害対応総合情報ネットワークシステム端末装置の設置 及び管理運営に関する協定書

平成16年4月5日改定

兵庫県（以下「甲」という。）と明石市（以下「乙」という。）は、乙の庁舎施設に設置する別表第1の災害対応総合情報ネットワークシステム端末装置の付帯装置（以下「別表第1の装置」という。）の設置及び管理運営について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、迅速・的確な応急対応の実現及び、市町・消防本部等との情報交換の円滑化による救急救援活動等の支援に活用するための別表第1の装置の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（整備費の負担）

第2条 別表第1の装置に係る当初の整備費については、甲が全額負担するものとする。

（管理運営費の負担）

第3条 乙は、別表第1の装置の管理運営に係る経費を負担するものとする。

2 天災地変による故障、部品の劣化による機能低下等乙の責によらない別表第1の装置の機能障害の修復に要する経費の負担は甲・乙協議の上決定するものとする。

（別表第1の装置の財産管理）

第4条 別表第1の装置の所有権は、すべて甲に属するものとする。

2 乙は、別表第1の装置の使用に伴う管理義務を無償で行うものとする。

3 乙は、善良なる管理者の注意をもって別表第1の装置を管理運営するものとする。

4 乙は、別表第1の装置について、盗難、滅失、破損又は機能の減損が生じたときは、直ちに甲に報告するものとする。

（設置場所の無償使用）

第5条 乙は、別表第1の装置の整備工事及び設置に必要な庁舎施設、その附属設備及びその他工作物並びに敷地等を甲に無償で使用させるものとする。

（別表第1の装置の無償使用）

第6条 甲は、乙に対して別表第1の装置を無償で使用させるものとする。

（管理運営協議会）

第7条 甲及び乙は、災害対応総合情報ネットワークシステムを円滑に管理運営するため、

管理運営協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの庁舎施設に設置する別表第1の装置の管理運営事務のうち、保守点検等共同で行うことが適当な事務を協議会において実施するものとし、当該事務に係る経費を協議会に支払うものとする。

3 協議会に関する事項は、別に定める。

（別表第1の装置の設置場所の変更等）

第8条 別表第1の装置を増設し、変更し、廃止し、又は設置場所を変更しようとするときは、甲・乙協議の上決定するものとする。

2 前項に基づき増設あるいは変更した別表第1の装置の管理運営については、本協定の各条項を準用する。

3 甲又は乙の事情によって別表第1の装置を増設し、変更し、廃止し、又は設置場所を変更した場合は、それに要する経費及び増設した機器の維持管理経費は原因者の負担とする。

（協定期間）

第9条 この協定の有効期限は、平成8年10月1日から平成9年3月31日までとする。

ただし、協定の期間満了の日前までに、甲・乙いずれからも廃止又は変更の申し出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後、同様とする。

（協議）

第10条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議の上定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上甲乙各自1通を保有するものとする。

平成8年8月28日

甲 兵庫県知事 貝原俊民

乙 明石市長 岡田進裕

別表第1 災害対応総合情報ネットワークシステム端末装置の付帯装置（兵庫県整備機器）

1 市 町

名 称	数 量
OAテーブル	一 式
システムラック	一 式
無停電電源装置	一 式

2 消防本部

名 称	数 量
OAテーブル	一 式
震度計関係	一 式 (いずれか)
計測震度計	
防災科学技術研究用処理装置	
気象庁用処理装置	

2-3 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に務めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は、副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院又は被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

（1）被災地への医療救護チームの派遣

（2）被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ

（3）被災した会員病院への医師、看護婦等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供

（4）その他災害初動時医療に関する必要な措置

2 前項(1)につき、医療救護チームは、医薬品、食糧品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

(広域応援体制)

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めない事項は、別途協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開設者は、記名押印のうえ、各1通を保管する。

附 則

- 1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。
- 2 この協定は平成8年1月17日から適用する。

平成8年1月16日

兵庫県自治体病院開設者協議会長 神戸市長

笹山幸俊

兵庫県知事

貝原俊民

西宮市長

馬場順三

芦屋市長

北村春江

伊丹市長

松下勉

宝塚市長

正司泰一郎

川西市長

柴生進

三田市長

塔下真次

明石市長

岡田進裕

加古川市長

木下正一

西脇市長

石野重則

三木市長

加古房夫

高 砂 市 長

大 内 秀 夫

小 野 市 長

廣 瀬 博 司

加 西 市 長

藤 岡 重 弘

社 町 長

上 石 勝 巳

相 生 市 長

藤 田 義 明

赤 穂 市 長

北 爪 照 夫

神 崎 町 長

足 立 理 秋

御 津 町 長

山 下 昭 三

宍粟郡病院事務組合管理者

古 川 茂

公立豊岡病院組合管理者

今 井 晶 三

香 住 町 長

青 山 幸 男

浜 坂 町 長

中 井 登

公立八鹿病院組合管理者

梅 谷 馨

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定の（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(情報集約担当病院)

第2条 会員病院ごとに第1次情報集約担当病院及び第2次情報集約担当病院を定める。

(「連絡先一覧表」参照)

2 災害が発生した場合、第1次情報集約担当病院が情報収集・集約の役割を担うものとするが、第1次情報集約担当病院が被災した場合は、第2次情報集約担当病院がその役割を担うものとする。

(総合調整担当病院)

第3条 総合調整担当病院は以下のとおりとする。

- (1) 第1次総合調整担当病院 …… 会長が開設する会員病院
- (2) 第2次総合調整担当病院 …… 第1次総合調整担当病院が被災した場合、副会長が開設する会員病院
- (3) 第3次総合調整担当病院 …… 第1次及び第2次総合調整担当病院が被災した場合、東播ブロックの理事の会員病院。
- (4) 第4次総合調整担当病院 …… 第1次、第2次及び第3次総合調整担当病院が被災した場合、但馬ブロックの理事の会員病院。

2 情報集約担当病院は、上記第1次から第4次の順で、いずれかの総合調整担当病院に被災状況を連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する会員病院は、口頭、電話又は電信等により、下記の条項のうち、把握できるものについて明らかにし、情報集約担当病院あるいは総合調整担当病院へ応援要請するものとする。

災害による通信手段等の遮断により、被災した会員病院からの応援要請がなくても、応援が必要と判断される場合、情報集約担当病院は上記と同様の手段により、総合調整担当病院へ応援要請できるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要な人員、医薬品等の数量及び内容
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(会員病院への応援要請)

第5条 総合調整担当病院は、災害の状況に応じて、各ブロックの理事又は監事の開設する会員病院に応援要請し、要請を受けた会員病院は、ブロック内の会員病院へ応援要請を行うものとする。

(応援の終了)

第6条 本協定は災害初動時について定めているが、本協定による応援の終了は、総合調整担当病院が、他の理事の会員病院と協議のうえ決することとし、その内容は速やかに会員病院に連絡するものとする。

2-4 緊急時における生活物資の確保に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和23年法第200号）その他法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ、指定できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、明石市内の各店舗の状況その他必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報し合うものとする。

（緊急時体制）

第6条 緊急時に際し、乙は甲の指示により、明石市域を地域割し、それぞれの地域にある乙の各店舗に主として当該地域を管轄させる。

2 乙の店舗のうち、別表2に掲げる店舗を重点店舗に指定し、乙は特別監視体制をとるものとする。

（生活物資の確保）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における物資調達等の伝達経路は、別表3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続等については、甲乙協議のうえ別に定

めるものとする。

(情報の提供)

第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、Kネット協同連体機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3か月前に相手方に通告して行うことができる。

(その他)

第11条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年3月19日から実施する。

附 則

この協定は、平成16年11月25日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成8年3月19日

明石市中崎1丁目5番1号

(甲) 明石市

代表者 明石市長 岡田進裕

神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

(乙) 生活協同組合コープこうべ

代表者 組合長理事 木村正人

別表1（第4条関係）

生活物資

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生理用品、毛布、肌着

以上29品目

別表2（第6条関係）

重点店舗

コープ朝霧

コープ大蔵谷

コープ西明石

コープ大久保

コープ魚住

コープミニ太寺

コープミニ別所

緊急時における生活物資の確保に関する覚書

明石市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関する協定に基づき、覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資の確保に関する協定（平成8年3月19日締結。以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して必要な手続を定めるものとする。

（応援の要請方法）

第2条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（別記様式）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（生活物資の取引）

第3条 生活物資の取引場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する出荷表により確認のうえ、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し、生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払い）

第5条 生活物資の代金の請求及び支払いは、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（協議）

第6条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この覚書に定める事項は、平成8年3月19日から実施する。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成8年3月19日

明石市中崎1丁目5番1号

(甲) 明石市

代表者 明石市長 岡田進裕

神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

(乙) 生活協同組合コープこうべ

代表者 組合長理事 木村正人

出 荷 要 請 書

第 号
年 月 日

生活協同組合コープこうべ
組 合 長 理 事 様

明 石 市 長

緊急時における生活物資の確保に関する協定第7条第1項に基づき、次の生活物資の
出荷を要請します。

品 名	数 量	搬 入 場 所	備 考

2-6 災害時における応急対策業務に関する協定書

改正 平成12年4月1日

明石市（以下「甲」という。）と社団法人兵庫県建設業協会明石支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにし口頭で要請し、その後、速やかに様式1により、文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時における緊急人命救助、道路交通確保及びその他甲が必要と認める緊急応急作業とする。

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、他の機関からの要請にかかわらず、優先して、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、文書を提出するものとする。

2 乙はあらかじめ会員が保有し、災害時に可動可能な建設資機材等について、少なくとも年1回、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の使用した建設資機材等に要する費用については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定め、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この規定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、諸活動中に覚知した災害時による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては社団法人兵庫県建設業協会明石支部事務局長とする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年1月17日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年1月17日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市
明石市長 岡田進裕

乙 明石市相生町2丁目11番9号
社団法人兵庫県建設業協会明石支部
支部長 松本博一

建設資機材等応援要請書

1 災害の状況及び業務内容

2 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員

車 種	台 数	人 員

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 派遣日時

(2) 派遣先

(3) 派遣期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

平成 年 月 日

社団法人 兵庫県建設業協会明石支部長 様

明 石 市 長

建設資機材等報告書

1 応援に従事した建設資機材等の事業者名、車種、台数、人員

○ 事業名

車 種	台 数	人 員

2 業務内容及び場所

3 応援に従事した期間

4 その他必要な事項

平 成 年 月 日

明 石 市 長 様

社団法人 兵庫県建設業協会明石支部長

明石市災害時における応急対策業務に関する変更覚書

明石市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県建設業協会明石支部（以下「乙」という。）とは、平成10年1月17日付けで締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第5条に基づく経費の負担について、平成24年10月3日付けで甲乙協議のうえ合意締結した「災害時における応急対策業務に関する覚書」の内容を次のとおり変更することに合意したので、この変更覚書を締結する。

（費用の単価）

第1条 甲の要請により乙が行った災害応急対策業務に要する費用の単価については、市道路管理課が当該年度に契約する市内東部・西部道路維持補修工事に係る契約の単価に準ずるものとする。

（協議）

第2条 この覚書に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第3条 この覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して何らかの申し出をしない場合、当該有効期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この変更覚書を証するため、甲、乙記名押印の上、各1通ずつ保管する。

平成27年7月13日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長 泉 房穂

乙 明石市大蔵八幡町15番11号

一般社団法人兵庫県建設業協会明石支部

代表者

支部長 西崎 隆司

2-7 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

- 2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。
- 3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。
- 3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。
- 4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

- 2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。
- 3 被災した市町又は水道事業体（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36

年法律第223号)第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を

行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は
日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものと
する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」
という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で
宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎
年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変
更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送
付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を
実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほ
か、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事	貝原俊民
県下各市町長	
阪神水道企業団企業長	山本第四郎
西播磨水道企業団企業長	前田實直
西播磨高原上・下水道企業団企業長	福井一則
淡路広域水道企業団企業長	柏木和三郎
日本水道協会兵庫県支部長	宮田良雄
兵庫県簡易水道協会会長	森野義史

2-9 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

- 4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。
- 5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。
(応援要請の手続き)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容(必要とする人員、車両、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日)
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。
- 3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市長等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

- 2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。
- 3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じ

た場合には速やかに再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) ごみの仮置場の確保状況
- (3) 応急備蓄資材等の保有状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として応援を要請した市町が負担するものとし、支払方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長および関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

兵庫県知事	井戸敏三	赤穂市長	豆田正明
神戸市長	矢田立郎	西脇市長	内橋直昭
姫路市長	石見利勝	宝塚市長	渡部完
尼崎市長	白井文	三木市長	加古房夫
明石市長	北口寛人	高砂市長	田村広一
西宮市長	山田知	川西市長	柴生進
洲本市長	柳実郎	小野市長	蓬萊務
芦屋市長	山中健	三田市長	岡田義弘
伊丹市長	藤原保幸	加西市長	中川暢三
相生市長	谷口芳紀	篠山市長	瀬戸亀男
豊岡市長	中貝宗治	養父市長	梅谷馨
加古川市長	樽本庄一	丹波市長職務代理者	足立元
龍野市長	西田正則	南あわじ市長	中田勝久

朝来市長 井上 英俊
淡路市長 門 康彦
宍粟市長 白谷 敏明
猪名川町長 真田 保男
吉川町長 岩波 勉
社町長 小東 慎介
滝野町長 山本 廣一
東条町長 小池 敏
中町長 清水 宏一
加美町長 戸田 善規
八千代町長 森位 正己
黒田庄町長 東野 敏弘
稲美町長 赤松 達夫
播磨町長 佐伯 忠良
家島町長 芝原 英三
夢前町長 爲則 政好
神崎町長 足立 理秋
市川町長 尾崎 光雄
福崎町長 嶋田 正義
香寺町長 橋本 良春
大河内町長 上野 英一
新宮町長 梅村 忠男

佐用郡広域行政事務組合管理者
美西衛生施設一部事務組合管理者
氷上多可衛生事務組合管理者職務代理者
津名郡広域事務組合管理者
洲本市・南あわじ市衛生事務組合管理者
加古郡衛生事務組合管理者
淡路広域行政事務組合管理者
南但広域行政事務組合管理者
宍粟環境事務組合管理者
中播北部行政事務組合管理者
小野市、社町、東条町環境施設事務組合管理者
くれさか環境事務組合管理者
北但行政事務組合管理者
猪名川上流広域ごみ処理施設組合管理者
にしはりま環境事務組合管理者
豊中市伊丹市クリーンランド管理者

揖保川町長 八木 捷之
御津町長 松尾 和彦
太子町長 首藤 正弘
上郡町長 安則 眞一章
佐用町長 庵途 典章
上月町長 中川 孝之
南光町長 山田 兼三
三日月町長 山口 聖治
安富町長 橋本 建造
浜坂町長 陰山 毅
温泉町長 馬場 雅人
香美町長 藤原 久嗣
五色町長 山口 一紀
北播衛生事務組合管理者
小東 慎介
揖龍保健衛生施設事務組合管理者
西田 正則
北播磨清掃事務組合管理者
内橋 直昭
中播衛生施設事務組合管理者
嶋田 正義

庵途 典章
陰山 毅
清水 宏一
門 康彦
柳 実郎
佐伯 忠良
柳 実郎
井上 英俊
白谷 敏明
足立 理秋
蓬萊 務
爲則 政好
中貝 宗治
柴生 進
山口 聖治
一色 貞輝

2-10 災害時における相互応援協定

災害応急対策活動の相互応援に関し、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医薬品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 消防、救急、水防作業隊の応援並びに所要の資材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

(緊急応援)

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、協定市町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、前条に定める要請を待ついとまがないと認められる場合には同条の要請を待たずに応援を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

(応援措置の履行)

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより被応援市町が負担するものとする。

(1) 応援職員の旅費等

ア 応援市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

イ 応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

(2) 応援物資の購入等 当該物資の購入費及び輸送費

(3) 車両等の燃料費等 燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

(4) 機械器具類の輸送費等 輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

2 前項第1号イに規定する補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、応援市町、被応援市町双方協議して定めるものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(実施の細則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年6月1日から効力を生ずる。

2 昭和38年12月2日に神戸市と三田市が締結した災害相互応援協定及び昭和45年3月9

日に神戸市と芦屋市・西宮市が締結した災害相互応援協定は廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年10月24日から効力を生ずる。
- 2 平成8年6月1日に神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市が締結した災害時における相互応援協定は廃止する。

この協定の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年5月11日

神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

三田市三輪2-1-1

三田市

代表者 三田市長 岡田 義弘

芦屋市精道町7-6

芦屋市

代表者 芦屋市長 山中 健

三木市上の丸10-30

三木市

代表者 三木市長 藪本 吉秀

西宮市六湛寺町10-3

西宮市

代表者 西宮市長 山田 知

加古郡稲美町国岡1丁目1番

稲美町

代表者 稲美町長 赤松 達夫

宝塚市東洋町1-1

宝塚市

代表者 宝塚市長 阪上 善秀

明石市中崎1-5-1

明石市

代表者 明石市長 北口 寛人

災害時における相互応援協定に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成8年6月1日付けで神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定締結市町」という。）との間で締結した災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協定市町の区分)

第2条 協定参加市町を次の通り地域別に区分する。

(1) 阪神地域

西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 播磨地域

三木市・稲美町・明石市

(連絡担当市町)

第3条 前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次表の通り定める。

地 域	連絡担当市町	副連絡担当市町
阪 神 地 域	芦 屋 市	三 田 市
神 戸 地 域	神 戸 市	な し
播 磨 地 域	明 石 市	三 木 市

2 災害が発生した場合、被災市町は、速やかに連絡担当市町に被害状況・応援要請内容等を連絡し、連絡を受けた連絡担当市町は、被災市町からの連絡内容を地域内の他市町及び他地域の連絡担当市町に連絡する。

3 連絡担当市町が被災等により、情報収集・連絡事務等を行いがたい場合は、副連絡担当市町が連絡担当市町の事務を代行する。

4 連絡担当市町及び副連絡市町は、その事務を行うにあたり、地域内の他市町に協力を要請することができる。

(経費の請求)

第4条 協定第8条に定める応援に要した経費の請求は、応援市町の市町長名による請求書(関係書類添付)により、各市町の連絡担当部局を経由して応援要請市町の市町長に対して行うものとする。

(緊急応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 協定第6条による緊急応援活動に要する経費の請求については、前条の規定を準用する。

(資料情報等の交換)

第6条 協定第9条に定める資料情報等については、次のとおりとする。

- (1) 連絡担当部局の課名・担当責任者及び同代理者の職氏名・電話番号その他連絡に必要な事項
- (2) 緊急物資及び資機材等の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

(防災担当者会議の設置)

第7条 協定締結市町は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、定期的に防災担当者会議を開催し、意見・情報等の交換を行う。

(その他)

第8条 この実施細目によりがたい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、その都度協定締結市町が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。
- 2 平成9年10月23日に神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市が締結した災害時における相互応援協定に関する実施細目は廃止する。

2-11 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

(地域及び構成市町)

第2条 この協定の地域及び構成市町は、次のとおりとする。

地 域 東播磨地域、北播磨地域

市 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市

町 多可町、稲美町、播磨町

(広域災害支援本部の設置)

第3条 東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部(以下「本部」という。)を設置するものとする。ただし、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロックの代表市町に本部を設置するものとする。

2 ブロック別市町は、次のとおりとする。

東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町

北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

(応援の要請)

第4条 災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 本部は、応援の要請を受けた場合、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

2 本部は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できる

ものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

3 本部は、関係機関等と緊密な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 前条の応援の実施に要した費用は、原則として応援を受けた市町が負担するものとする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(情報の収集及び伝達)

第7条 この協定を的確かつ円滑に実施するため、相互の情報収集及び伝達の方法は別に定める。

(平常時の活動)

第8条 構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 連絡会の開催

(2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換

(3) 防災訓練及び住民の啓発等

(4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定める。

この協定の成立を証するため本書11通を作成し、各市町長記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年11月1日

明石市長 北口寛人

加古川市長 樽本庄一

西脇市長 來住壽一

三木市長 藪本吉秀

高砂市長 岡恒雄

小野市長 蓬萊務

加西市長 中川暢三

加東市長 山本廣一

多可町長 戸田善規

稲美町長 古谷博

播磨町長 清水ひろ子

東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領

1. 広域災害支援本部の設置及び運営

(1) 広域災害支援本部（以下「本部」という。）の設置

平成31年度までの各年度の本部設置市町、東播磨ブロック代表市町及び北播磨ブロック代表市町は、次の表のとおりとする。

項目 年度	本部設置市町	東播磨ブロック代表市町	北播磨ブロック代表市町	備考
18年度	加西市	明石市	加西市	北播磨ブロック代表市町の順番は、加西市＝Ⅰ、三木市＝Ⅱ、小野市＝Ⅲ、西脇市＝Ⅳ、加東市＝Ⅴ、多可町＝Ⅵとし、平成18年度を最初の年度とし12年周期で次の順による。 Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴ→Ⅵ →Ⅱ→Ⅰ→Ⅳ→Ⅲ→Ⅵ→Ⅴ
19年度	加古川市	加古川市	三木市	
20年度	小野市	高砂市	小野市	
21年度	稲美町	稲美町	西脇市	
22年度	加東市	播磨町	加東市	
23年度	明石市	明石市	多可町	
24年度	三木市	加古川市	三木市	
25年度	高砂市	高砂市	加西市	
26年度	西脇市	稲美町	西脇市	
27年度	播磨町	播磨町	小野市	
28年度	多可町	明石市	多可町	
29年度	加古川市	加古川市	加東市	
30年度	加西市	高砂市	加西市	
31年度	稲美町	稲美町	三木市	

(2) 本部の運営

本部の運営は、それぞれの市町の災害対策本部設置要綱に準じて行い、応援の内容役割分担等については、ブロック代表市町が協議して定める。

(3) 次年度ブロック代表市町による本部の設置及び運営

被害の状況等により、両ブロック代表市町において円滑な本部の設置及び運営を行うことができない場合、次年度のブロック代表市町が本部の設置及び運営を行うものとする。

2. 情報の収集及び伝達方法

- (1) 災害が発生した市町又はその隣接市町は、災害情報を収集し、速やかにブロック代表市町にその情報を伝達するものとする。
- (2) 災害が発生した場合、ブロック代表市町は、速やかに災害情報を収集し、ブロック構成市町にその情報を伝達するものとする。
- (3) 情報の収集及び伝達は、電話、衛星電話及び職員派遣をもって行うものとする。
- (4) 本部設置後の情報の収集及び伝達は、原則として本部と市町が直接行うものとする。

3. 応援の内容

- (1) 物資 水、食料品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車、
仮設風呂、テント、重機、自転車、バイク、携帯電話等
- (3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場等
- (4) 職員 市町職員

4. 応援の方法

- (1) 物資及び資機材は、必要とする市町ごと及び種類ごとに仕分け、必要数量を搬入する。
- (2) 資機材は、原則として応援する市町が維持管理する。
- (3) 応援する市町職員は、応援を受ける市町の統制下に入るものとする。

5. 応援体制の確立

- (1) 広域相互応援体制の確立のため、上記の物資、資機材及び施設等の整備計画を別に定める。
- (2) 整備に要する経費は、市及び町が別途協議して定める。

6. 連絡会の開催

東播磨及び北播磨防災担当課長会議を、毎年度開催する。

7. 資料及び情報の交換

相互応援のため、地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口、担当責任者及び同補助者の職氏名
- (2) 物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

2-12 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、被災市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町(以下「応援指定市町」という。)に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市

神戸市長 矢田立郎

姫路市

姫路市長 石見利勝

尼崎市

尼崎市長 白井文

明石市

明石市長 北口寛人

豊岡市

豊岡市長 中貝宗治

加古川市

加古川市長 樽本庄一

たつの市

たつの市長 西田正則

西宮市

西宮市長 山田知

洲本市

洲本市長 柳実郎

芦屋市

芦屋市長 山中健

伊丹市

伊丹市長 藤原保幸

相生市

相生市長 谷口芳紀

三田市

三田市長 岡田義弘

加西市

加西市長 中川暢三

篠山市

篠山市長 瀬戸亀男

赤穂市
赤穂市長 豆 田 正 明
西脇市
西脇市長 來 住 壽 一
宝塚市
宝塚市長 阪 上 善 秀
三木市
三木市長 藪 本 吉 秀
高砂市
高砂市長 岡 恒 雄
川西市
川西市長 大 塩 民 生
小野市
小野市長 蓬 萊 務
猪名川町
猪名川町長 真 田 保 男
多可町
多可町長 戸 田 善 規
稲美町
稲美町長 古 谷 博
播磨町
播磨町長 清 水 ひろ子
神河町
神河町長 足 立 理 秋
市川町
市川町長 尾 崎 光 雄

養父市
養父市長 梅 谷 馨
丹波市
丹波市長 辻 重 五 郎
南あわじ市
南あわじ市長 中 田 勝 久
朝来市
朝来市長 井 上 英 俊
淡路市
淡路市長 門 康 彦
宍粟市
宍粟市長 白 谷 敏 明
加東市
加東市長 山 本 廣 一
香美町
香美町長 藤 原 久 嗣
新温泉町
新温泉町長 馬 場 雅 人
福崎町
福崎町長 嶋 田 正 義
太子町
太子町長 首 藤 正 弘
上郡町
上郡町長 安 則 眞 一
佐用町
佐用町長 庵 途 典 章

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
- (3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
- (4) 派遣職員 県職員、市町職員

(応援の要請手続き)

第5条 被応援市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被応援市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被応援市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

- 4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。
- 5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。
- 6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被災市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被災市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費
 - (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
 - (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代
- 2 前項第2号に定める補償費のうち、被災市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被災市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。
 - 3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。
 - 4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被災市町に請求するものとする。
 - 5 前各項により難しい場合については、被災市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

(様式1号)

第 年 月 日
平成 年 月 日

(要請市町長名)

応 援 要 請 書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由(被害の状況等)

2 応援項目

(1) 物品等の品目・数量

(2) 職員の職種及び人員

3 添付書類

4 連絡先

担当課・係名

担当者 主担当

副担当

電話番号 NTT

衛星通信

FAX番号 NTT

衛星通信

2-13 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

明石市(以下「甲」という)と、イオン株式会社西日本カンパニー(以下「乙」という)とは、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請すること。

(要請手続き)

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

(物資供給の協力実施)

第3条 乙は第1条の規定により、甲から要請を受けたときには、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資等の範囲)

第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

(物資等の費用負担)

第6条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(物資等の運搬、引渡し)

第7条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては明石市総務部防災安全課長、乙においてはイオン株式会社ジャスコ土山店店長とする。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成18年12月1日から平成19年11月30日までの1年間とする。但し、有効期間満了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。但し、乙の店舗において第5条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年12月1日

甲 兵庫県明石市中崎町1丁目5番1号
明石市代表
明石市長 北口 寛人

乙 大阪市福島区海老江1丁目1番23号
イオン株式会社西日本カンパニー
執行役 西日本カンパニー支社長
築城 政雄

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

食料品

おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン）
精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、
お茶

生活必需品

毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て
食器類、ラップ、固定燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、(夏季)蚊取り線香、(冬季)使
い捨てカイロ、タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセット
ボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート

2-12 神戸市・明石市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、神戸市（以下「甲」という。）又は明石市（以下「乙」という。）の区域内において火災及び火災を除く災害又は救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の種別・区域)

第2条 災害等の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第1に掲げる区域内において災害等が発生し、若しくは発生する恐れがあることを甲乙いずれかが覚知した場合に、災害等の発生場所を管轄する市（以下「被災地」という。）の消防長からの要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第2に掲げる区域内において災害等が発生した場合に、被災地の消防長の要請に基づき出動する応援（ただし、災害等の状況により、被災地の消防長からの要請を待たずに応援出動した場合は、被災地の消防長から要請があったものとみなす。）

(通常応援の方法)

第3条 前条第1号の場合において、応援を行う市の消防長は、被災地の消防長に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させて必要な措置を行うものとする。

(特別応援の方法)

第4条 第2条第2号の場合において、応援要請を受けた市の消防長は、その災害等に応じた消防隊等を出動させるものとする。ただし、応援要請を受けた市の区域内において災害が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

(通報義務)

第5条 応援を受けた市（以下「受援市」という。）の区域内において災害等が発生したことを覚知した応援を行った市（以下「応援市」という。）の消防長は、遅滞なく受援市の消防長に通報するものとする。

(指揮権)

第6条 応援市の消防隊等は、受援市長の委任を受けた消防長の指揮の下に活動するものとする。

(応援に係る経費)

第7条 この協定に基づく応援に係る経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）。ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市の負担とする。
- カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 前項の規定する以外の経費又は前項の規定により難しいときは、甲乙協議のうえ定める。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙の消防長は、消防活動及び救急活動等に必要な資料を交換するものとする。
また、資料の内容に変更があった場合も同じとする。

(情報交換会)

第9条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。

(協定の改正)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議

のうえ決定するものとする。

2 前項の協議の結果、改正を行う場合、本協定書を破棄し、新たに協定を締結するものとする。

(委任)

第 11 条 この協定の実施に関する必要事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第 12 条 この協定は、平成 19 年 2 月 6 日から実施する。

附 則

- 1 神戸市・明石市消防相互応援協定書（平成 15 年 2 月 12 日締結）は廃止する。
- 2 この協定の締結前に廃止前の神戸市・明石市消防相互応援協定書（以下「旧協定書」という。）に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定書の例による。

本協定の成立を証するため、協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 2 月 6 日

甲 神戸市長 矢田 立郎

乙 明石市長 北口 寛人

別表第 1

通常応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	1 神戸市と明石市の境界に係る明石市域 2 第二神明道路下り高丸 I C から大蔵谷 I C までの間及び玉津 I C から大久保 I C までの間並びに第二神明道路上り大蔵谷 I C から高丸 I C までの間の明石市域	災害等に応じた消防隊等
明石市	1 神戸市と明石市の境界に係る神戸市域 2 第二神明道路下り大久保 I C から明石西 I C までの間及び第二神明道路上り明石西 I C から玉津 I C までの間の神戸市域	災害等に応じた消防隊等

注 1. 表中の「IC」はインターチェンジをいう。

注 2. 表中の「隊」は、消火隊、救急隊、救助隊などをいい、応援隊の判断によりその数を決定することができる。

別表第 2

特別応援出動区分表

応援市	出動区域	出動隊
神戸市	明石市域	災害等に応じた消防隊等
明石市	神戸市域	

注 災害の規模により両市の消防力のみでの対応では困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定等により兵庫県下の消防本部からの出動を要請する。

2-15 明石市・加古川市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、明石市（以下「甲」という。）又は加古川市（以下「乙」という。）の管轄区域内において火災及び火災を除く災害又は救急事故が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(管轄区域及び管轄区域を統括する消防機関の名称等)

第2条 この協定における甲及び乙の管轄区域並びにその区域内の消防事務を処理する行政機関の名称及びその消防事務を統括する長は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲の管轄区域は、明石市全域とし、区域内の消防事務は、明石市消防本部が処理し、明石市消防長が統括する。
- (2) 乙の管轄区域は、加古川市、稲美町及び播磨町の全域とし、区域内の消防事務は、加古川市消防本部が処理し、加古川市消防長が統括する。

なお、稲美町及び播磨町の区域の消防事務は、「加古郡稲美町と加古川市との間における消防事務委託に関する規約」（昭和57年4月1日締結）及び「加古郡播磨町と加古川市との間における消防事務委託に関する規約」（昭和53年4月1日締結）に基づき行うものとする。

(用語の定義)

第3条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 火災及び火災を除く災害（稲美町及び播磨町における水防に関するものは除く。）又は救急事故をいう。
- (2) 管轄消防長 災害等の発生場所を管轄する消防長をいう。
- (3) 災害等を覚知した消防長 管轄区域外において災害等が発生し、若しくは発生するおそれがあることを覚知した甲乙いずれかの消防長をいう。
- (4) 応援市 管轄消防長の応援要請の有無に関わらず応援を行う市をいう。
- (5) 受援市 管轄区域内で災害等が発生し、応援要請の有無に関わらず応援を受ける市をいう。
- (6) 消防隊等 災害等に応じた数の消防隊、救助隊及び救急隊をいう。

(応援の種別及び区域)

第4条 災害等の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第1に掲げる出動区域内において災害等が発生し、若しくは発生するおそれがあることを甲乙いずれかが覚知した場合、管轄消防長の要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第2に掲げる出動区域内において災害等が発生した場合に、管轄消防長の要請に基づき出動する応援

ただし、応援市が災害等の状況により、管轄消防長の要請を待たずに応援出動した場合は、管轄消防長から要請があったものとみなす。

(通常応援の手続)

第5条 災害等を覚知した消防長は、消防隊等を出動させて必要な措置を行うものとする。

2 災害等を覚知した消防長は、遅滞なく管轄消防長に別に定める事項を通知しなければならない。

(特別応援の手続)

第6条 管轄消防長が特別応援要請したときは、応援市の消防長に別に定める事項を通知しなければならない。また、災害等の状況により、応援市が管轄消防長の要請を待たずに応援出動した場合も同様とする。

2 応援市の消防長は、前項の応援要請を受けたときは、消防隊等を出動させるものとする。

ただし、応援市の区域内において災害等が発生し、消防隊等を出動させることができない場合は、その旨を速やかに管轄消防長へ通知するものとする。

(指揮権)

第7条 応援市の消防隊等は、受援市の市長の委任を受けた消防長の指揮のもとに活動するものとする。

(応援に係る経費)

第8条 この協定に基づく応援に係る経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 応援に係る旅費、諸手当その他の経常的経費

ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

エ 被服の損料等

オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市において負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 当該応援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費

ウ 宿泊費及び食料費

エ 賞じゅつ金、賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市に対して当該損害を対象とした保険金等が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額）ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市の負担とする。

カ その他応援活動に必要な化学消火剤等資機材費

2 前項に規定する以外の経費又は前項の規定により難しいときは、甲乙協議のうえ定める。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙の消防長は、消防活動、救急活動等に必要な資料を交換するものとする。

また、資料の内容に変更があった場合も同様とする。

(情報交換会)

第10条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。

(協定の改正)

第11条 甲又は乙が、協定の内容について改正する必要があると認めた場合、甲及び乙は、協議するものとする。

2 前項の協議の結果、改正を行う場合、本協定書を破棄し、新たに協定を締結するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関する必要事項は、甲及び乙の消防長が協議のうえ別に定める。

附 則

1 この協定は、締結の日から施行する。

2 この協定施行前の明石市・加古川市消防相互応援協定書（平成16年3月15日締結）は廃止する。

この協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成19年3月30日

甲 明石市長 北口寛人

乙 加古川市長 樽本庄一

別表第1

通常応援出動区分表

応援市	出動区域	出動隊
明石市	1 明石市の管轄区域と加古川市の管轄区域の境界に係る加古川市の管轄区域 2 加古川バイパス下り明石西ICから加古川東ICまでの間の加古川市の管轄区域	災害等に応じた消防隊等
加古川市	1 加古川市の管轄区域と明石市の管轄区域の境界に係る明石市の管轄区域 2 加古川バイパス上り加古川東ICから第二神明道路上り明石西ICまでの間の明石市の管轄区域	

注 表中の「IC」はインターチェンジをいう。

別表第2

特別応援出動区分表

応援市	出動区域	出動隊
明石市	加古川市の管轄区域全域	災害等に応じた消防隊等
加古川市	明石市の管轄区域全域	

注 災害の規模により、両市の消防力による対応が困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定等により、兵庫県下の消防本部に出動を要請するものとする。

2-16 災害時における機能復旧対策事務応援に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と、明石市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害により、市有施設の衛生設備等に作動不良等の異常が発生した場合における機能復旧対策業務（以下「復旧業務」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象施設）

第1条 この協定に基づいて甲が乙に要請する復旧業務の対象となる市有施設は明石市災害対策本部が指示する施設とする。

（要 請）

第2条 甲は、復旧業務のため、乙又は乙の会員が所有する資機材、技術力（以下「資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、様式1の「機能復旧対策業務要請書」により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ要請できるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 被災の状況及び復旧業務の内容
- (2) 復旧業務にかかる応援を必要とする日時・期間及び場所
- (3) その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 この協定に基づいて甲が乙に要請する復旧業務は次のとおりとする。

- (1) 機能不良箇所の復旧を行うための人材（技術者）の派遣
- (2) 資機材の搬入及び稼働
- (3) 機能不良箇所の点検及び応急的な復旧作業
- (4) その他甲が必要と認める緊急に必要な応急作業

（乙の責務）

第4条 乙は、乙の会員が前第2条の復旧業務に対応できるよう連絡網を作成し、協定締結後2週間以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、会員の加入・脱退等により異動があった場合は、速やかに前項の連絡網を整備し直し、甲に提出しなければならない。

3 乙は、甲から第1条の規定により復旧業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、資機材等により応援を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき復旧業務を行った場合は、様式2の「機能復旧対策業務実施報告書」により次に掲げる事項を明らかにし、速やかに甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 復旧業務の内容及び場所

(2) 復旧業務に従事した日時・期間

(3) 復旧業務に従事した事業者名（現場責任者名）、資機材等の種類、数量及び人員数等

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 乙が復旧業務に要する費用等は、甲が負担する。また、甲が負担する額については、乙から提出された「機能復旧対策業務実施報告書」（様式2）に基づき甲の積算・見積りにより算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

(損害の負担)

第7条 第2条の規定による復旧業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて復旧業務に従事した者が、本復旧業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第9条 この協定に関して、あらかじめ甲・乙相互の連絡担当者を定め、災害が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく復旧業務が円滑に行なわれるよう相互に情報交換を行うものとする。

なお、乙は、諸活動中に覚知した被災情報を、積極的に甲に提出するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

平成19年7月10日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市
明石市長 北口 寛人

乙 明石市大道町2丁目10番7号
明石市管工事業協同組合
理事長 河上 耕治

2-17 災害時における相互応援に関する協定

明石市及び淡路市は、いずれかの市域において、地震、風水害等による災害により、甚大な被害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、医薬品及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(大規模災害時の自主的応援活動)

第3条 大規模災害時において、通信途絶等により、被災市から応援要請がないときは、応援しようとする市（以下「応援市」という。）は、速やかにその状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動が必要と判断される場合は、要請を待たずに、応援活動を実施するものとする。

(市民ボランティアへの支援等)

第4条 応援市は、被災市でのボランティア活動を希望する市民に対し、情報を提供する等その活動を支援するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、その都度協議して定める。

(連絡責任者)

第6条 両市の連絡の円滑化を図るため、それぞれの防災担当課長を連絡責任者として定める。

2 連絡責任者及びその代理者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(連携強化)

第7条 両市は、この協定が円滑に行われるよう、相互に訓練に参加するなど協力関係の構築に努めるとともに、地域防災計画、その他必要な情報を交換し、協議するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項又は定めのない事項若しくは疑義を生じた事項については、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年9月1日

明石市中崎1丁目5番1号

明 石 市

明石市長 北 口 寛 人

淡路市生穂新島8番地

淡 路 市

淡路市長 門 康 彦

2-18 災害時における放送要請に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、明石市内で災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために、明石市（以下「甲」という。）が株式会社明石ケーブルテレビ（以下「乙」という。）に災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送を行うことを求めることに関して必要な事項を定めるものとする。

(遵守)

第2条 甲及び乙は、市民の安全の確保を図るため、災害情報の放送を実施するよう努めなければならない。

(放送要請の基準等)

第3条 甲は、次に掲げる場合で、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があると認めるときは、乙に災害情報の放送を要請するものとする。

- (1) 災害対策本部を設置した場合
- (2) 水防本部を設置した場合
- (3) 前各号のほか、甲が特に必要と認めた場合

2 乙は、前項の要請を受けた場合、やむを得ない事由のない限り他の業務に優先し、すみやかに災害情報を放送するものとする。

(放送要請の手続)

第4条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして災害情報の放送を要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請は、原則として放送要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により放送要請書に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに放送要請書を提出するものとする。

(災害情報の提供等)

第5条 甲は、すみやかに乙に災害情報の提供を行なうとともに、甲、乙共同して放送体制の準備に努める。

(災害情報の発信)

第6条 乙は、第4条の規定により、甲から要請を受けたときは、当該要請に係る災害情報を次のいずれかの方式により放送するものとする。

(1) 通常番組放送中に、画面上に文字情報をテロップとして流す。

(2) 通常番組を中断し、乙のスタジオから放送する。

(3) 市役所等に中継機器を設置し、通常番組を中断して中継放送する。

(報告)

第7条 甲は、災害対策本部又は水防本部の閉鎖など、災害放送の必要がないと判断したときは、遅滞なく乙にその旨を報告するものとする。

(試験放送の実施)

第8条 甲は、乙と協議の上、必要に応じて試験放送を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実又は円滑に行うため、甲にあつては総務部防災安全課長を、乙にあつては営業部長を連絡責任者とする。

(費用負担)

第10条 災害情報の放送に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の効力は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも異議の申し出がない場合は、引き続き1年間を延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成19年11月1日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市

明石市長 北 口 寛 人

乙 明石市本町2丁目1番1号

株式会社 明石ケーブルテレビ

代表取締役社長 水 田 宣 雄

放 送 要 請 書

第 号
年 月 日

株式会社明石ケーブルテレビ

代表取締役社長 様

明 石 市 長

災害時における放送要請に関する協定書第5条に基づき、次のとおり放送を要請します。

放送要請の理由	
放送の内容	
放送希望日時	
その他必要な事項	

2-19 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

明石市（以下「甲」という）と、株式会社ダイエー（以下「乙」という）とは、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力実施）

第3条 乙は第1条の規定により、甲から要請を受けたときには、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第6条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第7条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては明石市総務部防災安全課長、乙においては株式会社ダイエー総務部エリア課長とする。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成20年3月3日から平成21年3月2日までの1年間とする。但し、有効期間満了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年3月3日

甲 兵庫県明石市中崎町1丁目5番1号
明石市代表
明石市長 北口 寛人

乙 神戸市中央区港島中町4丁目1番1
株式会社ダイエー
代表取締役 西見 徹

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

食料品

おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン）
精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、
お茶

生活必需品

毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て
食器類、ラップ、固定燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、(夏季)蚊取り線香、(冬季)使
い捨てカイロ、タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセット
ボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート

2-20 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

明石市(以下「甲」という)と、マックスバリュ西日本株式会社(以下「乙」という)とは、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請すること。

(要請手続き)

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

(物資供給の協力実施)

第3条 乙は第1条の規定により、甲から要請を受けたときには、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資等の範囲)

第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

(物資等の費用負担)

第6条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(物資等の運搬、引渡し)

第7条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制

並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては明石市総務部防災安全課長、乙においてはマックスバリュ西日本株式会社総務部長とする。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成20年3月3日から平成21年3月2日までの1年間とする。但し、有効期間満了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年3月3日

甲 兵庫県明石市中崎町1丁目5番1号
明石市代表
明石市長 北口 寛人

乙 姫路市北条口4丁目4番地
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 藤本 昭

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

食料品

おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン）
精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、
お茶

生活必需品

毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て
食器類、ラップ、固定燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、(夏季)蚊取り線香、(冬季)使
い捨てカイロ、タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセット
ボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート

2-21 災害時における応急対策等の協力に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と兵庫県自動車整備振興会明石支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害において、甲が乙に対し、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務等について、協力を要請するために、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第1条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が保有する又は指定する資機材の運転による被災者救援や障害物除去
- (2) 乙の会員が保有している資機材による被災者救援や障害物除去
- (3) 甲が保有する車両の緊急整備及び応急措置
- (4) 乙の会員が保有している資機材による避難所等での冷暖房
- (5) 帰宅困難者等に対するトイレ等の提供
- (6) その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務

2 平常時においても、乙は甲が実施する防災訓練等に出来る限り協力するものとする。

（要請方法）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、乙の協力を必要と判断するときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援又は協力を要請する理由
- (2) 応援を必要とする内容
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする人員
- (5) その他必要な事項

（乙の協力等）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は前条に基づき協力を実施した場合は、事後に文書をもって速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 応援に出動した人員
- (2) 応援の従事地域
- (3) 応援に従事した期間及び活動結果
- (4) その他応援に従事した内容を把握するために必要な事項

(費用負担)

第5条 この協定に基づく業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

(補償)

第6条 乙の会員が、活動中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は活動に起因する負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合及び乙の機材が活動中に破損等した場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、双方協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 第2条に掲げる要請事項の伝達、連絡の確実性及び円滑性を確保するため、甲においては明石市防災安全課長を、乙においては兵庫県自動車整備振興会明石支部長を連絡責任者とする。

2 前項に定める乙の連絡責任者に変更があった場合は、乙は、速やかに甲に通知するものとする。

(提供等の報告)

第8条 乙は、甲から役務提供及び協力内容の確認依頼があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の内容について疑義が生じたとき及び定めのない事項に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年3月19日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市長 北口 寛人

乙 明石市大久保町大久保町657番地の2
兵庫県自動車整備振興会明石支部
支部長 高崎 勝

2-22 災害時における仮設便所等の供給に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン西神戸営業所（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が必要とする仮設便所及び付属品（以下「仮設便所等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、乙に対して、災害が発生した場合において、仮設便所等の運搬、設置（転倒防止を施す。）及び撤去（以下「業務」という。）について、乙が取り扱う仮設便所等のうち甲の指定するものについて、他に優先して甲に供給するものとする。

2 甲は、業務の実施を要請するときは、仮設便所等協力要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、すみやかに当該要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、甲から前条第2項の要請（以下「要請」という。）を受けたときは、すみやかに、業務を実施するものとする。

（報告及び請求）

第3条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、仮設便所等協力要請報告書（別記様式第2号）を甲に提出するとともに、乙の業務に要した費用について請求するものとする。

ただし、業務に要する期間が1月を超えるときは、1月分ごとに請求することができる。

（費用の負担）

第4条 乙が業務の実施に要した費用は、災害の発生直前における当該業務に係る乙の通常価格を基準として、甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（補償）

第5条 この協定に基づいて、乙の従業員、使用者その他の者が業務に従事した場合において、それらの者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては明石市環境部環境第1課長、乙においては株式会社レンタルのニッケン西神戸営業所長とする。

(平常時の防災活動への協力)

第7条 乙は、甲が実施する防災訓練への参加の依頼については、可能な限り協力するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この協定に基づいて生じる権利を第三者に譲渡し、承継させ、もしくは担保に供してはならない。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって、協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。ただし、乙が明石市競争入札参加資格者としての資格を失ったときは、この協定は効力を失うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年 3月17日

甲 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市

代表者 明石市長 北口 寛人

乙 兵庫県神戸市西区大津和3丁目4-5

株式会社 レンタルのニッケン西神戸営業所

所長 中西 宏次

2-23 災害時における仮設便所等の供給に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と有限会社平野興業（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が必要とする仮設便所及び付属品（以下「仮設便所等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、乙に対して、災害が発生した場合において、仮設便所等の運搬、設置（転倒防止を施す。）及び撤去（以下「業務」という。）について、乙が取り扱う仮設便所等のうち甲の指定するものについて、他に優先して甲に供給するものとする。

2 甲は、業務の実施を要請するときは、仮設便所等協力要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、すみやかに当該要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、甲から前条第2項の要請（以下「要請」という。）を受けたときは、すみやかに、業務を実施するものとする。

（報告及び請求）

第3条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、仮設便所等協力要請報告書（別記様式第2号）を甲に提出するとともに、乙の業務に要した費用について請求するものとする。

ただし、業務に要する期間が1月を超えるときは、1月分ごとに請求することができる。

（費用の負担）

第4条 乙が業務の実施に要した費用は、災害の発生直前における当該業務に係る乙の通常価格を基準として、甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（補償）

第5条 この協定に基づいて、乙の従業員、使用者その他の者が業務に従事した場合において、それらの者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては明石市環境部環境第1課長、乙にお

いては有限会社平野興業代表者とする。

(平常時の防災活動への協力)

第7条 乙は、甲が実施する防災訓練への参加の依頼については、可能な限り協力するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この協定に基づいて生じる権利を第三者に譲渡し、承継させ、もしくは担保に供してはならない。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって、協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。ただし、乙が明石市競争入札参加資格者としての資格を失ったときは、この協定は効力を失うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年 3月17日

甲 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市

代表者 明石市長 北口 寛人

乙 明石市大久保町松陰字源太池 305 番地の6

有限会社 平野興業

代表取締役 谷 哲治

2-25 災害時における輸送業務に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と明石地区タクシー協会（以下「乙」という。）との間において、災害時における人員等の輸送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、明石市内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 災害時要援護者、傷病者等の人員の輸送
- (2) 応急対策に必要な人員及び物資の輸送

2 前項第2号の物資を輸送する場合は、甲の職員が同乗するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 前条に掲げる要請事項の伝達、連絡の確実性及び円滑性を確保するため、甲においては明石市防災安全課長を、乙においては、明石地区タクシー協会事務局担当者を連絡責任者とする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送終了後、乙の提出する報告書（様式第2号）に基づき、災害時等が発生する直前における通常料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（経費の支払い）

第7条 輸送協力を要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市長 泉 房 穂

乙 明石市西新町3丁目2番23号
明石地区タクシー協会
会 長 谷 正 富

様式第1号（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

明石地区タクシー協会会長 様

明石市長

輸送協力要請書

災害時における輸送業務に関する協定第4条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、輸送を実施したときは、同協定第6条第2項に規定する報告書（様式第2号）の提出をお願いします。

記

1 輸送に関する事項

輸送 希望日時	配車場所	輸送先	備考
月 日 時 分			

2 その他必要な事項

様式第2号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

明 石 市 長 様

明石地区タクシー協会会長

輸送実施報告書

災害時における輸送業務に関する協定第6条第2項の規定により、下記のとおり輸送を実施しましたので報告します。

記

1 輸送実施に関する事項

配車日時	配車場所	輸送先	到着日時	備考
月 日 時 分			月 日 時 分	

2 その他必要な事項

2-26 災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と株式会社 平安（以下「乙」という。）とは、明石市内に地震、風水害その他の災害が発生し、明石市災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における遺体の安置、搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の種類）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は次の各号に掲げる事項とする。

- （1）遺体の搬送
- （2）遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供
- （3）遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供
- （4）前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（要請）

第2条 前条に規定する業務を要請するときは、災害時における協力要請書（様式第1号。以下要請書という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、第1条に掲げる業務を可能なかぎり実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第2号。以下（報告書）という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第1条に掲げる業務に使用した資機材及び消耗品の購入費、賃貸料等並びに施設の使用料等の協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第6条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格により決定するものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時における円滑な遺体の安置、搬送等の協力を行えるよう、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲にあつては斎場管理センター所長を、乙にあつては業務責任者を連絡責任者とし、毎年度当初に相互に報告するものとする。これに変更があつた場合も報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年(2011年)10月1日

甲 明石市中崎1-5-1
明石市
明石市長 泉 房 穂

乙 神戸市中央区栄町通7丁目1番4号
株式会社 平安
代表取締役 兼 松 宏 行

年 月 日

様

明石市長

印

災害時における協力要請書

災害時における遺体の安置、搬送等の協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

連 絡 先	電 話
口頭、電話などによる 連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
要 請 内 容 (内 訳)	
要 請 期 間	
摘 要	

年 月 日

明石市長 様

印

災害時における要請業務報告書

災害時における遺体の安置、搬送等の協力に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

連 絡 先	
要請業務内容	
従 事 者	
使用資機材・ 消耗品	
使用日数 室 数	年 月 日 ～ 年 月 日までの間 室 年 月 日 ～ 年 月 日までの間 室
従事日数 走行距離	年 月 日 ～ 年 月 日までの間 日数 日 距離 k m
搬送回数 搬送人数	回数 回 人数 人
そ の 他	
摘 要	

※添付書類 実績報告書

2-27 災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と株式会社 タルイ（以下「乙」という。）とは、明石市内に地震、風水害その他の災害が発生し、明石市災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における遺体の安置、搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の種類）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は次の各号に掲げる事項とする。

- （1）遺体の搬送
- （2）遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供
- （3）遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供
- （4）前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（要請）

第2条 前条に規定する業務を要請するときは、災害時における協力要請書（様式第1号。以下要請書という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、第1条に掲げる業務を可能なかぎり実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第2号。以下（報告書）という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第1条に掲げる業務に使用した資機材及び消耗品の購入費、賃貸料等並びに施設の使用料等の協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第6条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格により決定するものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時における円滑な遺体の安置、搬送等の協力を行えるよう、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲にあつては斎場管理センター所長を、乙にあつては業務責任者を連絡責任者とし、毎年度当初に相互に報告するものとする。これに変更があつた場合も報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年(2011年)10月1日

甲 明石市中崎1-5-1
明石市
明石市長 泉 房 穂

乙 明石市林崎2丁目3-2
株式会社 タルイ
代表取締役社長 上 山 雅 久

年 月 日

様

明石市長

印

災害時における協力要請書

災害時における遺体の安置、搬送等の協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

連 絡 先	電 話
口頭、電話などによる 連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
要 請 内 容 (内 訳)	
要 請 期 間	
摘 要	

年 月 日

明石市長 様

印

災害時における要請業務報告書

災害時における遺体の安置、搬送等の協力に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

連 絡 先	
要請業務内容	
従 事 者	
使用資機材・ 消耗品	
使用日数 室 数	年 月 日 ～ 年 月 日までの間 室 年 月 日 ～ 年 月 日までの間 室
従事日数 走行距離	年 月 日 ～ 年 月 日までの間 日数 日 距離 k m
搬送回数 搬送人数	回数 回 人数 人
そ の 他	
摘 要	

※添付書類 実績報告書

2-28 災害時等における人員輸送等の協力に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と山陽バス株式会社（以下「乙」という。）とは災害時等における人員輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、明石市内において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続を定め、災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して人員の輸送に対する協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として甲の作成する文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、甲は電話等により支援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 前条に掲げる要請事項の伝達、連絡の確実性及び円滑性を確保するため、甲においては明石市防災安全課長を、乙においては、垂水営業所長を連絡責任者とする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送等の終了後に乙が提出する報告書（様式第2号）に基づき、災害等が発生する直前における通常料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(経費の支払い)

第7条 輸送等に要した経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月17日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長 泉 房 穂

乙 神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号

山陽バス株式会社

代表取締役社長 今 栄 高 志

様式第1号（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

山陽バス株式会社代表取締役社長 様

明石市長

輸送協力要請書

災害時における輸送業務に関する協定第4条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、輸送を実施したときは、同協定第6条第2項に規定する報告書（様式第2号）の提出をお願いします。

記

1 輸送に関する事項

輸送 希望日時	配車場所	台数	輸送先	備考
月 日 時 分				

2 その他必要な事項

様式第2号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

明 石 市 長 様

山陽バス株式会社代表取締役社長

輸送実施報告書

災害時における輸送業務に関する協定第6条第2項の規定により、下記のとおり輸送を実施しましたので報告します。

記

1 輸送実施に関する事項

配車日時	配車場所	台数	輸送先	到着日時	備考
月 日 時 分				月 日 時 分	

2 その他必要な事項

2-29 災害時等における人員輸送等の協力に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と神姫バス株式会社（以下「乙」という。）とは災害時等における人員輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、明石市内において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続を定め、災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して人員の輸送に対する協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として甲の作成する文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、甲は電話等により支援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 前条に掲げる要請事項の伝達、連絡の確実性及び円滑性を確保するため、甲においては明石市防災安全課長を、乙においては、明石営業所所長を連絡責任者とする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送等の終了後に乙が提出する報告書（様式第2号）に基づき、災害等が発生する直前における通常料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(経費の支払い)

第7条 輸送等に要した経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月17日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市長 泉 房 穂

乙 姫路市西駅前町1番地
神姫バス株式会社
取締役社長 上 杉 雅 彦

様式第1号（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

神姫バス株式会社取締役社長 様

明石市長

輸送協力要請書

災害時における輸送業務に関する協定第4条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、輸送を実施したときは、同協定第6条第2項に規定する報告書（様式第2号）の提出をお願いします。

記

1 輸送に関する事項

輸送 希望日時	配車場所	台数	輸送先	備考
月 日 時 分				

2 その他必要な事項

様式第2号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

明 石 市 長 様

神姫バス株式会社取締役社長

輸送実施報告書

災害時における輸送業務に関する協定第6条第2項の規定により、下記のとおり輸送を実施しましたので報告します。

記

1 輸送実施に関する事項

配車日時	配車場所	台数	輸送先	到着日時	備考
月 日 時 分				月 日 時 分	

2 その他必要な事項

2-30 災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定書

明石市水道部（以下「甲」という。）と第一環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害により、甲が所有する施設に設備の作動不良等の異常が発生した場合、又は甲の給水区域へ正常な給水ができなくなった場合における応急給水、応急復旧その他の応急的業務（以下「応急復旧等業務」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急復旧等業務の応援に関し、基本的な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、応急復旧等業務のため乙が所有する資機材、技術力及び人材（資機材等）を必要とするときは、現場の状況に応じ、乙に対して応援を要請することができる。

2 前項に定める要請は、甲が乙に対して文書によって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 第1項に定める要請をする場合、甲は次の事項を可能な限り明らかにするものとする。

- （1）被災の状況及び応急復旧等業務の内容
- （2）応援を必要とする作業内容、資機材、車両等の品目、数量及び人員数
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

（応急復旧等業務の内容）

第3条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急復旧等業務の内容は次に掲げるとおりとする。

- （1）応急給水活動（給水拠点での給水活動及び人員整理等）
- （2）水道開閉栓作業（宅内漏水時の止水栓開閉作業）
- （3）広報活動（「お知らせ」等の各戸配布）
- （4）電話等の応対作業（水道部事務所における電話・窓口対応）
- （5）その他要請のあったもので応援できるもの

（乙の責務）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により応急復旧等業務の応援の要請があったときは、特

別の理由ない限り、応援を行うものとする。

2 乙は、前条の応急復旧等業務に対応できるよう連絡体制を整備し、協定締結後2週間以内に甲に書面により報告しなければならない。

3 乙は、前項に定める連絡体制に関する異動があった場合は、速やかに連絡体制を再整備し、甲に書面により報告しなければならない。

(応援の実施報告)

第5条 乙は、第2条に定める要請に基づき、応援を行った場合は、応急復旧等業務応援実施報告書により、次に掲げる事項について速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急復旧等業務の内容及び場所

(2) 応急復旧等業務に従事した期間

(3) 応急復旧等業務に従事した人員数

(4) 応急復旧等業務に要した資機材等の種類及び数量

(5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急復旧等業務に要する費用は、甲が負担する。この場合において甲が負担する額については、乙から提出された応急復旧等業務応援実施報告書に基づき、甲の積算・見積りにより算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

(危険負担)

第7条 乙は、応急復旧等業務の実施にあたり、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において処理しなければならない。

(補償)

第8条 この協定に基づいて応急復旧等業務に従事した者が、当該応急復旧等業務に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第9条 甲及び乙は、災害の発生に備え、あらかじめこの協定に関する連絡を取り交わす担当者を定め、相互に通知するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から平成28年9月30日までとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市水道部
明石市公営企業管理者 木下 宣明

乙 大阪市淀川区西中島五丁目9番6号
第一環境株式会社 関西支店
関西支店長 泉 雄二

2-31 東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定

東播磨地域及び中河内地域は、いずれかの地域において、地震、風水害等による災害により、甚大な被害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(地域と構成市町)

第1条 この協定の東播磨地域と中河内地域の構成市町は次のとおりとする。

東播磨地域 明石市 加古川市 稲美町 播磨町

中河内地域 八尾市 東大阪市 柏原市

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、救護、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡責任市町)

第3条 各地域は、それぞれ連絡責任市町を定め、連絡責任市町が、被災地域と応援地域の間の連絡調整を行うものとする。

(応援の要請)

第4条 被災地域の連絡責任市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、無線等により応援地域の連絡責任市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けた応援地域の連絡責任市町は、速やかに構成市町の連絡担当者へ通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援の要請を受けた場合は、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

2 各地域は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施でき

るものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

3 連絡責任市町は、構成市町と密接な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、両地域各市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(情報交換)

第8条 両地域の各構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 防災担当者による連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又は定めのない事項若しくは疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、両地域各市町が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月1日

東播磨地域

中河内地域

明石市長 泉 房穂

東大阪市長 野田 義和

加古川市長 樽本 庄一

八尾市長 田中 誠太

稲美町長 古谷 博

柏原市長 岡本 泰明

播磨町長 清水 ひろ子

東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第6条に掲げる応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる経費については、被災市町が負担するものとする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる経費のうち、購入費、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の経費
- (2) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (3) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、応援市町の職員に関する規定により算出した旅費及び諸手当の範囲内の額
- (4) 応援市町の応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

2 次の各号に掲げる経費については、応援市町がその経費を負担するものとする。

- (1) 応援市町の応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、傷害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- (2) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、前項第3号に掲げる以外の給与
- (3) 前項第4号に規定する補償費のうち、被災市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費

3 前2項に定めるもののほか、応援に要する経費については、その都度協議して定める。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、第5条に規定する連絡責任市町を経由して被災市町の市町長に対して行うものとする。

(自主的応援活動に要する経費の負担及び請求)

第4条 協定第5条第2項に定める自主的応援活動を実施した場合においては、応援の要請があったものとみなし、経費の負担及び請求については、前2条の規定を準用する。

ただし、応援市町が負担しようとする場合は、この限りではない。

(連絡責任市町と連絡責任者)

第5条 各地域は、連絡の円滑化を図るため、連絡責任市町と連絡責任者を次のとおり定める。

(1) 東播磨地域 明石市総合安全対策局防災担当課長

(2) 中河内地域 八尾市人権文化ふれあい部地域安全課長

2 前項の連絡責任市町が被災等により対応が困難な状況となった場合は、協定第1条に記載の市町順で連絡責任市町の代理を行うこととする。

(連絡担当者)

第6条 構成市町は、連絡担当者及び代理者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項について、あらかじめ指定するものとする。

(応援職員の義務)

第7条 応援市町の応援職員は、応援市町名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援市町の応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目に定めのない事項については、別に協議して定めるものとする。

平成24年4月1日

東播磨地域

中河内地域

明石市長 泉 房徳

東大阪市長 野田 義和

加古川市長 樽本 庄一

八尾市長 田中 誠太

稲美町長 古谷 博

柏原市長 岡本 泰明

播磨町長 清水 ひろ子

2-32 災害時における支援協力に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と、兵庫県石油商業組合西神明石支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、明石市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）において、甲または甲の指定する者への支援及び被災者等救援に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものである。

2 前項にいう甲または甲の指定する者とは、災害対策上市の重要な機能を担う施設（市庁舎、消防署、医療機関、社会福祉施設等）の管理者で、別紙に示すものとする。

（支援の内容）

第2条 甲または甲の指定する者は、乙及び乙の組合員（以下「組合員」という。）に対し次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

（1）甲または甲の指定する者が保有する非常用発電機への給油及びその他の石油類燃料を優先的に供給すること。

（2）災害時の応急・復旧対策、被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。

（3）徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。

（4）避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に甲または甲の指定する者から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。

（1）甲または甲の指定する者が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲または甲の指定する者、あるいは乙の指定する者が運搬するものとする。

（2）石油類燃料の引渡し場所は、甲または甲の指定する者が指定するものとし、甲または甲の指定する者は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。

3 乙は、組合員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。

（1）火災又は救急事故発生時における119番通報の実施

（2）火災発生時における初期消火活動の実施

- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 救急措置その他の協力できること
- (5) 石油類燃料の価格の高騰の防止

(支援の実施)

第3条 乙は前条第1項の規定により甲または甲の指定する者から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときは、甲または甲の指定する者の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとし、当該石油燃料の供給を受けた者が負担するものとする。

2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲または甲の指定する者が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲または甲の指定する者は乙と協議のうえ決定するものとする。

3 前2項に定めないものについては、乙の負担とする。

(防災情報の発信)

第5条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において平常時より地震・洪水等の被害想定、避難場所及び緊急輸送路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。

2 甲及び甲の指定する者は、前項の情報の発信及び第2条第1項第3号の情報の提供に関して必要な協力を行うものとする。

(事業継続計画)

第6条 乙は、組合員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び甲の指定する者並びに乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び甲の指定する者並びに乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(1) 甲及び甲の指定する者並びに乙は、連絡責任者等を定め様式1により報告するものとする。

(2) 前号に定める甲及び甲の指定する者並びに乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月11日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市長職務代理者
明石市副市長 和田 満

乙 明石市魚住町住吉2丁目9-1
兵庫県石油商業組合西神明石支部
支部長 大前 善彦

様式 1

甲の連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
携帯メール			

甲の指定する者の連絡責任者			
施 設 名			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
携帯メール			

乙の連絡責任者			
会 社 名			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
携帯メール			

2-33 災害時における兵庫県明石市と千葉県市川市との相互応援に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と市川市（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生した場合における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域において、地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲又は乙が相手方に救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れ等の応援を行うことにより、被災地区住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合は、相手方に対し、次に掲げる応援（以下「応援」という。）の要請をすることができる。

- (1) 食糧、生活物資等の救援物資の提供
- (2) 救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- (3) 被災住民の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害対策上必要と認められる応援

（応援要請の手続）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による応援の要請（以下「応援要請」という。）をする場合は、併せて、次に掲げる事項を相手方に通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする救援物資の種類、数量、搬入場所等
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、人数、期間等
- (4) 前条第3号の避難を必要とする住民に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（責務）

第4条 甲又は乙は、応援要請があった場合は、可能な範囲内において最大限これに応えるものとする。

2 甲又は乙は、相手方に対し、第2条第3号の要請をした場合においては、当該応援要請を受けた団体が被災住民の支援を行うものとし、要請をした団体はこれに協力するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援要請をした団体（以下「応援要請団体」という。）が負担するものとする。

2 その他の経費の負担については、別途、甲乙協議して定めるものとする。

（経費の一時繰替支弁）

第6条 応援要請を受けた団体（以下「応援団体」という。）は、応援要請団体が前条の規定により負担すべき経費についてこれを支弁することが困難であるとしてその一時的な支弁を要請し

てきたときは、当該経費を一時的に繰替支弁することができる。

(自主応援)

第7条 甲又は乙は、災害が大規模で、通信の途絶等により相手方が必要な応援要請をすることができないと認めるときは、相手方からの応援要請を待たずに、この協定の定めるところに基づいて必要な措置を講ずることができる。

2 前項の場合、第2条の応援の要請があったものとみなす。

(損害賠償等)

第8条 第2条第2号の規定に基づく応援要請により派遣された職員が、救援活動又は災害復興等の応援活動に従事したことにより損害を受けた場合の補償は、法令その他別に定めるものを除くほか、原則として応援要請団体の負担とする。

2 前項に規定する職員が応援活動に従事したため他人又は他人の建物その他の工作物等に損害を与えた場合は、原則として、応援要請団体がその損害を賠償する責任を負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合は、甲乙協議して定める。

(連携の強化)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に実施するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 予め甲乙相互の連絡責任者を定め、相互に通知すること。

(2) 防災訓練等を通じて必要な体制整備に努めること。

(3) 資料その他災害時の相互応援に必要な情報の交換に努めること。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し何らの申出をしないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定について、疑義を生じた事項、定めのない事項等については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月17日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長 泉 房穂

乙 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

市川市長 大久保 博

2-35 津波一時避難地としての利用に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と川崎重工業株式会社明石工場事務所（以下「乙」という。）は津波の発生における一時避難地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、明石市内に大規模な津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の所有する敷地の一部を一時避難地として地域住民その他の者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡責任者）

第2条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙はあらかじめ連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。

2 前項に定める連絡責任者に変更があった場合は、速やかに通知するものとする。

（津波一時避難地）

第3条 乙は、次の各号に掲げる各事由のいずれにも該当した場合において、甲から要請があったときは乙が所有する次条の敷地の一部を、地域住民その他の者の待避する場所（以下「津波一時避難地」という。）として利用させるものとする。

- (1) 地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがあると甲及び乙が判断したとき。
- (2) 気象庁が定める津波予報区のうち、兵庫県瀬戸内海沿岸地域において、津波に関する警報が発表された場合。

（津波一時避難地としての利用に係る場所）

第4条 乙が定める敷地を津波一時避難地とし、それ以外の敷地には一切立ち入ることはできないものとする。甲は、その責任において、津波一時避難地を利用する地域住民その他一切の者に対して、本条及び津波一時避難地の使用に関して乙が指示した事項を遵守させるものとする。

（費用負担）

第5条 津波一時避難地の利用に係る費用は、無料とする。

（補償）

第6条 津波一時避難地としての利用に関して発生した破損、その他乙に生じた損害については、甲がその費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第7条 乙は、津波一時避難地に地域住民その他の者が待避した際に発生した事故・損害等に対する責任を一切負わないものとし、甲の責任において一切の紛争を解決する。

(利用期間)

第8条 津波一時避難地の利用期間は、次の各号に掲げる期間のうち、早期に経過した期間とする。

(1) 地震に伴う津波が終息し、又は発生するおそれなくなったと甲が判断する時までの間。

(2) 気象庁が定める津波予報区のうち、兵庫県瀬戸内海沿岸地域において、津波に関する警報が発表された時から当該警報が解除される時まで。

(津波一時退避地からの退去等)

第9条 第8条に基づく津波一時避難地の利用期間が経過したときは、甲は、その費用と責任において、津波一時避難地に残留する地域住民その他の者を津波一時避難地から速やかに退去させ、ごみ・残留物等を除去のうえ、津波一時避難地を原状に復しななければならない。

(報告等)

第10条 乙は、津波一時避難地となっている場所について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

(1) 津波一時避難地の所有者が変更される場合。

(2) 前各号に掲げるもののほか、津波一時避難地として利用できない場合。

(所有者の変更)

第11条 乙は、津波一時避難地となっている場所について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するように努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他の災害発生時について)

第13条 その他の大規模災害時の地域住民その他の者の受入れについては、甲乙協議のうえ、乙の業務に重大な支障がない限り乙は受け入れに努めるものとする。

(ヘリポートの使用について)

第14条 災害時（避難時含む）における乙所有のヘリポートの使用要請にあたっては「明石川崎ヘリポートの使用に関する協定」に準ずるものとする。

(疑義の解明)

第15条 本協定に定めない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長 泉 房穂

乙 明石市川崎町1番1号

川崎重工業株式会社

明石工場事務所

所長 岡本 望

2-36 明石川崎ヘリポート使用に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と、川崎重工業株式会社明石工場事務所（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時における乙所有の明石川崎ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の使用について、次のとおり協定を締結する。

これにより、平成20年9月8日に明石市消防本部と締結した明石川崎ヘリポートの使用に関する覚書を廃止し、本協定に置き換えるものとする。

（目的）

第1条 この協定は明石市内に高度医療を要する傷病者及び火災、地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という）において、乙所有のヘリポートを活用し、効果的にヘリコプターの運用をすることを目的とする。

（ヘリポート使用の要請）

第2条 災害が発生した場合、甲は乙に対してヘリポートの使用を要請することができる。

要請を受けた乙はヘリポートが使用困難な場合を除き、使用を認めるものとする。

なお、要請については、甲が乙に次の事項を明確にして連絡するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) ヘリコプターの離着陸予定時刻
- (3) 離発着にかかわる車両の台数
- (4) 搬送物資等の内容
- (5) その他必要な事項

（ヘリポートの使用）

第3条 ヘリポートの使用については次のとおりとする。

- (1) ヘリポートの使用時間は、日出から日没までの間のうち、乙の業務に重大な支障がない時間として、乙が許可した時間帯とする。
- (2) ヘリポート及び周辺の障害物、紙、ビニール等の飛散物の除去は、甲乙が協力し実施するものとする。

（ヘリコプターに対する支援）

第4条 ヘリコプターに対する支援は次のとおりとする。

- (1) ヘリコプターの離着陸にかかる誘導、周囲の安全管理、傷病者の引き継ぎ等の受入支

援は甲が行うものとする。

(2) 搬入物資の受援は甲が行い、一時保管が必要な場合は乙が協力するものとする。

(3) 乙は、甲が行う車両等による災害対応資機材、人員、物資等の搬出入に協力するものとする。

(ヘリポートの使用料)

第5条 ヘリポートの使用料は無償とする。

(費用の負担)

第6条 ヘリポートの維持管理費用については、原則として乙が負担するものとする。

ただし、維持管理費用について疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定する。

(事故の補償)

第7条 ヘリポートを使用して発生した破損、その他乙に生じた損害については、甲がその費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(事故の責任)

第8条 乙は、甲がヘリポートを使用した際に発生した事故・損害等に対する責任を一切負わないものとし、甲の責任において一切の紛争を解決するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記明押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市長 泉 房穂

乙 明石市川崎町1番1号
川崎重工業株式会社
明石工場事務所
所長 岡本 望

2-37 災害時における支援協力に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と、一般社団法人兵庫県LPガス協会明石支部（以下「乙」という。）は、明石市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

- 第1条 災害時において甲がLPガス及び燃焼機器等の機材（以下「LPガス等」という。）を必要とするときは、甲は乙に対して要請書（様式1）により避難所等への供給について協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話等をもって要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときは、LPガス等を優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引渡し）

- 第2条 LPガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

- 第3条 乙はLPガス等を供給するときには、供給設備並びに消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

- 第4条 乙が供給したLPガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。

（災害時の情報提供）

- 第5条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）

- 第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者を定め、様式2により報告するものとする。

(2) 甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年(2013年)9月1日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長 泉 房 穂

乙 明石市二見町東二見1457番地の4

一般社団法人兵庫県LPガス協会明石支部

支部長 朝 比 奈 秀 典

様式1（第1条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人
兵庫県LPガス協会 明石支部 様

明 石 市 長

協定書に基づく物資の供給要請書

災害時における支援協力に関する協定第1条の規定により、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1 引渡場所 _____

2 要請物資

物資名	数量	物資名	数量
LPガス（ k g）			
LPガス（ k g）			

3 その他必要とする事項

--

明石市災害対策本部

担当：

電話：

様式2（第7条関係）

甲の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
携帯メール			

甲の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
携帯メール			

乙の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
携帯メール			

乙の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
携帯メール			

2-38 災害時における物資等の輸送に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と社団法人兵庫県トラック協会明石支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑な物資等の輸送に必要な一般貨物自動車の提供による応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、物資等の輸送に乙の所属会員が所有する一般貨物自動車及び輸送業務従事人員（以下「事業用自動車等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする車両の車種、台数及び従事人員
- (3) 応援を必要とする期間、場所等
- (4) 輸送品目及び数量
- (5) 現場責任者
- (6) その他特記事項

（協力）

第2条 乙は、甲から前条の規定により事業用自動車等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、事業用自動車等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した事業用自動車の事業者名、車種、台数、従事人員
- (2) 走行距離及び区間
- (3) 応援に従事した期間及び輸送物資等の内容
- (4) その他特記事項

(経費の負担)

第4条 第2条の規定に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、乙が予め甲に通知した額（平成2年8月15日近畿運輸局認可 近運貨二第2676号（一般区域）運賃）を適用するものとする。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、負担すべき額を決定する。
なお、乙が自主的に行う輸送業務に伴う費用は、乙の負担とする。

(事故等)

第5条 乙は、提供した事業用自動車は、故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して、運行を継続しなければならない。

- 2 乙は、事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて輸送業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者たる自動車運送事業者の責任において行うものとする。

ただし、想定外の事案が発生した場合には、第6条に準ずるものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、情報連絡体制等その方策について協議するものとする。

- 2 甲及び乙は前項に掲げる協議を行うため、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年（2013年）9月1日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長 泉 房 穂

乙 神戸市西区竜が岡1丁目5番17号

社団法人兵庫県トラック協会明石支部

支部長 藤 原 康 雄

様式1

平成 年 月 日

様

明石市長

緊急・救援物資等輸送応援要請書

「災害時における物資等の輸送に関する協定書」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 災害の状況及び応援を必要とする事由

2 応援を必要とする車両の車種、台数及び従事人員

車種（形状）	最大積載量（t）	台数	従事人員

3 応援を必要とする期間、場所等

応援期間	搬送先	集 合	
		日 時	場 所

4 輸送品目及び数量

5 現場責任者

6 その他特記事項

(市担当者 所属 _____ 担当者氏名 _____ 電話番号 _____)

様式2

第 号
平成 年 月 日

明 石 市 長 様

緊急・救援物資等輸送実施報告書

下記のとおり緊急・救援物資等を輸送しましたので報告します。

記

輸送月日 (期間)	輸送場所 (区間及び距離)	事業者名 車種 ()	台数	従事 人員	輸送物資等の 内容 (数量)

(その他特記事項)

(乙 担当者 氏名 _____ 電話番号 _____)

2-39 兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出動手当

ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

エ 被服の損料等

オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費

エ 賞じゅつ金、賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

（航空消防隊の要請）

第10条 航空消防隊を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

（委任）

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

（実施期日）

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。

2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 25 年 10 月 23 日

尼 崎 市 長	稻 村 和 美
西 宮 市 長	河 野 昌 弘
芦 屋 市 長	山 中 健
伊 丹 市 長	藤 原 保 幸
宝 塚 市 長	中 川 智 子
川 西 市 長	大 塩 民 生
三 田 市 長	竹 内 英 昭
篠 山 市 長	酒 井 隆 明
丹 波 市 長	辻 重五郎
猪 名 川 町 長	福 田 長 治
神 戸 市 長	矢 田 立 郎
明 石 市 長	泉 房 穂
淡 路 広 域 消 防 事 務 組 合 管 理 者	門 康 彦
加 古 川 市 長	樽 本 庄 一
北 は り ま 消 防 組 合 管 理 者	安 田 正 義
三 木 市 長	藪 本 吉 秀
高 砂 市 長	登 幸 人
小 野 市 長	蓬 萊 務
姫 路 市 長	石 見 利 勝
西 は り ま 消 防 組 合 管 理 者	西 田 正 則
赤 穂 市 長	豆 田 正 明
豊 岡 市 長	中 貝 宗 治
南 但 広 域 行 政 事 務 組 合 管 理 者	多 次 勝 昭
美 方 郡 広 域 事 務 組 合 管 理 者	岡 本 英 樹

2-41 災害時における避難所及び防災関係機関の活動拠点等の 使用に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と神戸刑務所（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が、避難所及び防災関係機関の活動拠点等（以下「避難所等」という。）として、乙が管理する施設の一部を迅速かつ円滑に使用するため、必要な事項を定めるものである。

（使用の申請等）

第2条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が指定する施設を甲が避難所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、可能な範囲で協力するものとする。

(1) 鍛錬場

(2) 郊外グラウンド

2 甲は、乙に避難所等の使用申請を行うときは、国有財産使用許可申請書（別記様式1）を提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙が甲に対して行う施設の提供に関する協力は、次に掲げるものとする。

(1) 地域に居住する住民などの避難場所

(2) 防災関係機関の活動拠点

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの第2条の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別記様式2）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

（使用時の注意事項）

第5条 甲は、提供場所を使用する者に対し、乙から提供された施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（乙への報告）

第6条 甲は、避難所等の使用によって、設備、施設又は土地（以下「設備等」という。）が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

(原状回復義務)

第7条 甲は、施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

2 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担)

第8条 第3条に規定する施設の使用に係る費用は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき無償とする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって、相手方に対して協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年(2013年)12月20日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市長 泉 房 穂

乙 明石市大久保町森田120番地
神戸刑務所長 谷 広 次

別記様式 1

平成 年 月 日

法務省所管国有財産部局長 神戸刑務所長 殿

申請者 住所 兵庫県明石市中崎 1 丁目 5 - 1
明石市長 ○○○○ 印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所在
 - (2) 区分
 - (3) 数量
- 2 使用しようとする理由
- 3 利用計画（事業計画）
- 4 使用しようとする期間
- 5 その他参考となるべき事項

神 刑 甲 収 第 号
平 成 年 月 日

明石市長 殿

法務省所管国有財産部局長
神戸刑務所長

国有財産使用許可書

貴市から依頼のありました地域住民等の避難所及び防災関係機関の活動拠点等として、当所管理の国有財産を使用することについては、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

所 在 兵庫県明石市大久保町森田 1 2 0 -
区 分 土地（別添位置図のとおり）
数 量 m²

2 使用内容

避難所及び防災関係機関の活動拠点等

3 使用期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 その他

- (1) 使用に当たっては、既設物を破損、損傷させないように注意して使用すること。
- (2) 避難所及び防災関係機関の活動拠点等での事故及びトラブル等に関しては、明石市が一切の責任を負うこと。
- (3) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

2-42 瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海的路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、 大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県南あわじ市、 兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県浅口市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、 広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、 山口県周防大島町、山口県上関町

四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、 大分県中津市、大分県姫島村
-----------	--

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。
(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

大阪府	堺市長	竹山	修身	大阪府	岸和田市長	信貴	芳則
大阪府	貝塚市長	藤原	龍男	大阪府	高石市長	阪口	伸六
大阪府	忠岡町長	和田	吉衛	大阪府	岬町長	田代	堯
兵庫県	姫路市長	石見	利勝	兵庫県	明石市長	泉	房穂
兵庫県	洲本市長	竹内	通弘	兵庫県	南あわじ市長	中田	勝久
兵庫県	淡路市長	門	康彦	兵庫県	播磨町長	清水	ひろ子
和歌山県	海南市長	神出	政巳	和歌山県	湯浅町長	上山	章善
和歌山県	由良町長	畑中	雅央	岡山県	玉野市長	黒田	晋
岡山県	笠岡市長	三島	紀元	岡山県	浅口市長	栗山	康彦
広島県	広島市長	松井	一實	広島県	呉市長	小村	和年
広島県	竹原市長	吉田	基	広島県	三原市長	天満	祥典
広島県	尾道市長	平谷	祐宏	広島県	福山市長	羽田	皓
広島県	大竹市長	入山	欣郎	広島県	東広島市長	藏田	義雄
広島県	廿日市市長	眞野	勝弘	広島県	江田島市長	田中	達美
広島県	海田町長	山岡	寛次	広島県	坂町長	吉田	隆行
山口県	下関市長	中尾	友昭	山口県	宇部市長	久保田	后子
山口県	山口市長	渡辺	純忠	山口県	防府市長	松浦	正人
山口県	岩国市長	福田	良彦	山口県	光市長	市川	熙
山口県	柳井市長	井原	健太郎	山口県	山陽小野田市長	白井	博文
山口県	周防大島町長	椎木	巧	山口県	上関町長	柏原	重海
徳島県	小松島市長	濱田	保徳	徳島県	松茂町長	広瀬	憲発
香川県	高松市長	大西	秀人	香川県	丸亀市長	梶	正治
香川県	坂出市長	綾	宏	香川県	観音寺市長	白川	晴司
香川県	さぬき市長	大山	茂樹	香川県	東かがわ市長	藤井	秀城
香川県	三豊市長	横山	忠始	香川県	土庄町長	三枝	邦彦
香川県	小豆島町長	塩田	幸雄	香川県	直島町長	濱中	満
香川県	宇多津町長	谷川	俊博	香川県	多度津町長	丸尾	幸雄
愛媛県	松山市長	野志	克仁	愛媛県	今治市長	菅	良二
愛媛県	宇和島市長	石橋	寛久	愛媛県	八幡浜市長	大城	一郎
愛媛県	新居浜市長	石川	勝行	愛媛県	西条市長	青野	勝
愛媛県	大洲市長	清水	裕	愛媛県	伊予市長	武智	邦典

愛媛県	四国中央市長	篠原	実	愛媛県	西予市長	三好	幹二
愛媛県	上島町長	上村	俊之	愛媛県	松前町長	白石	勝也
愛媛県	伊方町長	山下	和彦	愛媛県	愛南町長	清水	雅文
大分県	中津市長	新貝	正勝	大分県	姫島村長	藤本	昭夫

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定申し合わせ書

(趣旨)

第1条 この申し合わせ書は、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(地域ブロック幹事等の設置)

第2条 協定第4条第1項に規定する地域ブロック幹事等を以下のとおり設置する。

- (1) 地域ブロック幹事は、1会員選出するものとする。
- (2) 地域ブロック副幹事は、前号の地域ブロック幹事の在する府県以外の会員から各府県それぞれ1会員選出するものとする。
- (3) 前2号の地域ブロック幹事等は、別表1のとおりとする。

2 地域ブロック幹事の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) 協定第4条第3項に規定する地域ブロック内の総合調整。
- (2) 協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事との協議。

3 地域ブロック副幹事は、被災等により前項の業務を処理できない場合に、これを代行する。

4 地域ブロック幹事等が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

5 地域ブロック会員が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、協定運営協議会で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

(応援とりまとめ幹事)

第3条 被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）の連絡及び調整は、協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事が行うものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災会員は、応援とりまとめ幹事に対し、協定第5条に掲げる事項を明らかにした別紙1 応援要請書により応援を要請するものとする。

(応援実施の手続き)

第5条 前条の応援要請を受けた応援とりまとめ幹事は、他の海ネット共助会員に当該要請を通知する。

2 応援会員は、応援を行う事項について応援計画を作成し、応援内容の連絡及び調整を行う。

3 応援会員は、次の事項について別紙2 応援通知書により応援とりまとめ幹事を經由し被災会員に連絡した上、応援を実施する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目及び数量
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数及び期間等
- (3) 被災傷者等の受入れをするときは、受入可能な医療機関及び人数等
- (4) その他の応援をするときは、応援の内容及び期間等
- (5) 前4号に定めるもののほか必要な事項

(応援物資の受領通知)

第6条 被災会員は、前条に規定する応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、応援会員に対し別紙3 応援物資等受領書により通知する。

(応援終了の報告)

第7条 応援会員は、応援が終了したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、被災会員に対し別紙4 応援終了報告書により報告する。

(連絡担当部局の設置)

第8条 海ネット共助会員は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名及び連絡先等必要な事項を他の海ネット共助会員に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第9条 協定第7条の規定による、職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災会員が負担する経費の額は、応援会員が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当を合算した額を超えない額とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、原則として応援会員の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災会員が、被災会員への往復の途中において生じたときは応援会員が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災会員と応援会員の協議により定める。

(協定運営協議会の設置)

第10条 協定第8条に規定する協定運営協議会は、別表2のとおりとする。

(附則)

本申し合わせ書は、平成27年3月28日から施行する。

別表 1

申し合わせ書第 2 条に規定する地域ブロック幹事等は、次のとおりとする。

地域ブロック	地域ブロック幹事	地域ブロック副幹事
近畿・中国ブロック	兵庫県洲本市	大阪府忠岡町、和歌山県海南市、 岡山県玉野市、広島県竹原市、 山口県柳井市
四国・九州ブロック	徳島県松茂町	香川県丸亀市、愛媛県西条市、 大分県中津市

別表 2

申し合わせ書第 10 条に規定する協定運営協議会の構成は、次のとおりとする。

協定運営協議会構成会員
大阪府 忠岡町
兵庫県 洲本市
和歌山県 海南市
岡山県 玉野市 ※副幹事
広島県 竹原市
山口県 柳井市
徳島県 松茂町
香川県 丸亀市
愛媛県 西条市
大分県 中津市 ※幹事

年 月 日

(応援とりまとめ幹事) 様

(災害を受けた協定市町長) 印

応 援 要 請 書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請いたします。

記

- 1 災害の状況及び要請理由
- 2 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- 3 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- 4 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- 5 その他、特に必要な事項
- 6 連絡先
(担当部課名)
(担当者名)
(電話番号)
(FAX番号)
(メールアドレス)

(応援とりまとめ幹事経由)

文書番号

年 月 日

(災害を受けた協定市町長) 様

(応援する協定市町長) 印

応 援 通 知 書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援します。

記

- 1 物的応援(物資等の品目、数量)
- 2 人的応援(活動内容、派遣人数、期間)
- 3 被災傷者の受入(受入可能な医療機関、人数)
- 4 その他の応援(応援の内容及び期間)

(担当部課名)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

別紙3(第6条関係)

(応援とりまとめ幹事経由)

文書番号

年 月 日

(応援した協定市町長) 様

(災害を受けた協定市町長) 印

応援物資等受領書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定に基づく、物資等を下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量	備 考

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

(応援とりまとめ幹事経由)

文書番号

年 月 日

(災害を受けた協定市町長) 様

(応援した協定市町長) 印

応援終了報告書

平成 年 月 日付け第 号で通知した応援については、下記のとおり終了いたしましたので報告いたします。

記

応援事項

1 物的応援

2 人的応援

3 被災傷者の受入

4 その他の応援

(担当部課名)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

2-43 災害時における明石市と兵庫県立大学看護学部及び 地域ケア開発研究所の支援協力に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と兵庫県立大学看護学部（以下「乙」という。）及び地域ケア開発研究所（以下「丙」という。）は、地震等の災害発生時の支援協力に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の災害が発生した場合に、救護及び看護の視点から市民の健康をまもるため甲、乙及び丙の協力体制について定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙及び丙が甲に対して行う協力内容は次のとおりとする。

- （1） 災害発生時における被災者を支援するための要員確保等
- （2） 救護所における救護
- （3） 避難所における看護等
- （4） 上記各号以外の協力要請事項

2 前項によるボランティア活動を実施する場合は、乙または丙は活動中における事故に備え保険に加入させるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は乙及び丙に対し、前条に規定する協力内容について要請するものとする。それぞれの連絡窓口として、甲は総合安全対策局、乙及び丙は明石看護キャンパス経営部とする。

（協力要請の手続）

第4条 協力要請は、以下によるものとする。

- （1） 甲は、第2条に規定する協力を要請する場合は、原則として様式第1号により支援の内容、期間等必要事項を示して行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- （2） 前号により協力要請を受けた場合は、原則として様式第2号により協力の内容、期間等必要事項を示して回答するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって回答し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第5条 乙及び丙は甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力を努めるものとする。ただし、止むを得ない事情により協力要請に応じられない場

合はこの限りではない。

(連携強化)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するために、平常時より必要な情報交換に努めるものとする。

(疑義)

第7条 この協定に関する疑義や定めのない事項については、甲、乙、丙三者協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間については、以下のとおりとする。

- (1) この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は1年間とする。
- (2) この協定は、前項の協定期間が満了する1ヵ月前までに、甲、乙、丙いずれからも何らかの申し出がない場合には、協定期間の満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、甲、乙、丙記名押印の上、各1通ずつ保管する。

平成26年（2014年）3月11日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市長 泉 房 穂

乙 兵庫県明石市北王子町13番71号
兵庫県立大学看護学部
学部長 片 田 範 子

丙 兵庫県明石市北王子町13番71号
兵庫県立大学地域ケア開発研究所
所長 山 本 あ い 子

(様式第2号)

年 月 日

明石市長 様

兵庫県立大学看護学部長
兵庫県立大学地域ケア開発研究所長

協 力 要 請 回 答 書

災害時における兵庫県立大学看護学部及び地域ケア開発研究所の支援協力に関する協定に基づき、 年 月 日に提出された協力要請について、下記のとおり回答します。

記

- 1 協力要請の諾否

- 2 協力内容（受諾できない場合は、その理由）

- 3 協力期間

- 4 連絡先（兵庫県立大学看護学部）
担当部署名
担当者名
電話番号
FAX 番号
E-mail アドレス

連絡先（兵庫県立大学地域ケア開発研究所）
担当部署名
担当者名
電話番号
FAX 番号
E-mail アドレス

2-44 播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等によ

り要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるも

のとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)4月22日

姫路市長	石見利勝
相生市長	谷口芳紀
加古川市長	樽本庄一
小野市長	蓬萊務
赤穂市長	豆田正明
西脇市長	片山象三
三木市長	藪本吉秀
高砂市長	登幸人
加西市長	西村和平
宍粟市長	福元晶三
加東市長	安田正義
たつの市長	栗原一
明石市長	泉房穂
多可町長	戸田善規
稲美町長	古谷博
播磨町長	清水ひろ子
市川町長	岡本修平

福崎町長
神河町長
太子町長
上郡町長
佐用町長

嶋田正義
山名宗悟
北川嘉明
遠山寛
庵途典章

2-45 明石市災害時における応急対策業務に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と株式会社金田土木 協力会「災害時応急対策協議会」（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害応急対策業務に関する協力体制について必要な事項を定め、災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する建設資機材及び人員（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにし口頭で要請し、その後、速やかに様式1により、文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする資機材の数量及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、被災した公共施設の応急復旧並びに道路交通の確保及びその他甲が災害復旧のために必要と認める応急対策業務とする。

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により資機材等の応援要請があったときは、速やかに資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

2 乙は、平素より災害に関する情報収集に努めるとともに、市内において危険箇所等を発見したときには、直ちに甲に通報するよう努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の報告書により、文書を提出するものとする。

2 乙はあらかじめ会員が保有し、災害時に可動可能な資機材等について、少なくとも年1回、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の使用した資機材等に要する費用については、災害発生時における実費用を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第8条 この規定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて、相互に連絡するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、本協定に係る業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、協定終了後も同様とする。

(協定締結の取消)

第12条 甲は、乙が次に掲げる事項に該当する場合は、協定締結を取り消すものとする。

- (1) 本協定に係る業務に対して、乙が特段の理由なく応じない場合
- (2) 別に定める締結要件を満たさなくなった場合
- (3) 乙が協定締結の取消を希望する場合

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間については、以下のとおりとする。

- (1) この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は1年間とする。
- (2) この協定は、前項の協定期間が満了する1ヵ月前までに、甲、乙いずれからも何らかの申し出がない場合には、協定期間の満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年7月10日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長 泉 房穂

乙 明石市大久保町八木739番地の10

株式会社金田土木 協力会

「災害時応急対策協議会」

代表者

株式会社金田土木

代表取締役 金田文太郎

2-47 明石市災害時における応急対策業務に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と協同会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害応急対策業務に関する協力体制について必要な事項を定め、災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する建設資機材及び人員（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにし口頭で要請し、その後、速やかに様式1により、文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする資機材の数量及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、被災した公共施設の応急復旧並びに道路交通の確保及びその他甲が災害復旧のために必要と認める応急対策業務とする。

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により資機材等の応援要請があったときは、速やかに資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

2 乙は、平素より災害に関する情報収集に努めるとともに、市内において危険箇所等を発見したときには、直ちに甲に通報するよう努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の報告書により、文書を提出するものとする。

2 乙はあらかじめ会員が保有し、災害時に可動可能な資機材等について、少なくとも年1回、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の使用した資機材等に要する費用については、災害発生時における実費用を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第8条 この規定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて、相互に連絡するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、本協定に係る業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、協定終了後も同様とする。

(協定締結の取消)

第12条 甲は、乙が次に掲げる事項に該当する場合は、協定締結を取り消すものとする。

- (1) 本協定に係る業務に対して、乙が特段の理由なく応じない場合
- (2) 別に定める締結要件を満たさなくなった場合
- (3) 乙が協定締結の取消を希望する場合

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間については、以下のとおりとする。

- (1) この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は1年間とする。
- (2) この協定は、前項の協定期間が満了する1ヵ月前までに、甲、乙いずれからも何らかの申し出がない場合には、協定期間の満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年12月25日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長 泉 房穂

乙 明石市大久保町大窪899番地の1
協同会

代表者

株式会社武貞興業

代表取締役 武貞 次郎

2-48 明石市災害時におけるボランティア協定

明石市（以下「甲」という。）とアカシクリエイティブクラブ（以下「乙」という。）は、地震等の災害発生時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の災害発生時におけるボランティア活動（以下「活動」という。）に関する協力体制について必要な事項を定め、活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙が甲の要請に応じて行う活動は次のとおりとする。

- (1) 被災者の生活に関する支援・協力
- (2) 避難所及び被災者への支援物資の供給
- (3) その他、災害時応急活動及び復興活動に関する支援・協力

2 前項のボランティア活動を実施する場合は、乙は活動中における事故に備え保険に加入するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条第1項に規定する活動を要請する場合は、明石市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を通じて行うものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて、相手方及び市社協に報告するものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から第3条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り活動の協力を努めるものとする。ただし、止むを得ない事情により協力要請に応じられない場合はこの限りではない。

（経費の負担）

第6条 この協定により乙が実施する活動に係る費用は、原則として乙の負担とする。

（損害の負担）

第7条 第2条第1項の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第8条 乙は、この協定に係る活動を行うに当たり、活動上知り得た内容を第三者に漏らすてはならない。

2 前項の規定は、協定終了後も同様とする。

(協定締結の取消)

第9条 甲は、乙が次に掲げる事項に該当する場合は協定締結を取り消すものとする。

- (1) 別に定める締結要件を満たさなくなった場合
- (2) 乙が協定締結の取消を希望する場合

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間については、以下のとおりとする。

- (1) この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は1年間とする。
- (2) この協定は、前項の協定期間が満了する1ヵ月前までに、甲、乙いずれからも何らかの申し出がない場合には、協定期間の満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲、乙記名押印の上、各1通ずつ保管する。

平成27年3月11日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市長 泉 房穂

乙 明石市松の内2丁目2番地
アカシクリエィティブクラブ
会長 金田 文太郎

2-49 明石市災害時におけるボランティア協定

明石市（以下「甲」という。）と一般社団法人明石青年会議所（以下「乙」という。）は、地震等の災害発生時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害発生時におけるボランティア活動（以下「活動」という。）に関する協力体制について必要な事項を定め、活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲の要請に応じて次の活動を行う。

- (1) 被災者の生活に関する支援・協力
- (2) 避難所及び被災者への支援物資の供給
- (3) その他、災害時応急活動及び復興活動に関する支援・協力

2 前項の活動を実施する場合は、乙は活動中における事故に備え保険に加入するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条第1項に規定する活動を要請する場合は、明石市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を通じて行うものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定締結後速やかに、連絡責任者を定めて、相手方及び市社協に書面で報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者に変更が生じた場合には、速やかに相手方及び市社協に書面で報告するものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から第3条の規定による協力要請を受けた場合は、本協定の内容に従って可能な限り活動の協力を努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合はこの限りではない。

（経費の負担）

第6条 本協定により乙が実施する活動に係る費用は、原則として乙の負担とする。ただし、活動に係る費用が相当程度必要な場合には、乙の要望により、甲乙間で費用負担割合について誠実に協議するものとする。

（損害の負担）

第7条 甲及び乙は、第2条第1項に規定する活動及びこれに付随する活動により生じた損害の負担割合については協議して定めるものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、活動上確知した情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、以下の場合にはこの限りではない。

- (1) 活動時点で、乙が既に保有していた情報
- (2) 活動時点で、既に公知、公用であった情報
- (3) 活動後、乙の故意又は過失によらないで公知、公用となった情報
- (4) 甲に対する秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から乙が適法に開示を受けた情報
- (5) 甲の同意を得た場合

2 前項の規定は、本協定終了後も同様とする。

(協定締結の解除及び終了)

第9条 甲及び乙は、相手方が本協定に定める各条項の一に違反した場合には本協定を解除することができる。

2 乙は、乙が希望する場合には、甲に告げて本協定を終了させることができる。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成27年末日までとする。

2 本協定は、前項の協定期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して何らかの申し出をしない場合、協定期間の満了の翌日からさらに1年間、本協定と同一の内容にて更新するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲、乙記名押印の上、各1通ずつ保管する。

平成27年3月11日

甲 明石市中崎一丁目5番1号
明石市長 泉 房穂

乙 明石市大明石町一丁目2番1号
一般社団法人明石青年会議所
理事長 安福 元則

2-50 災害に係る情報発信等に関する協定

明石市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、明石市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、明石市が明石市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ明石市の行政機能の低下を軽減させるため、明石市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、明石市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、明石市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、明石市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 明石市が、明石市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 明石市が、明石市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 明石市が、災害発生時の明石市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 明石市が、明石市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて明石市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 明石市が、明石市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 明石市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、明石市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく明石市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、明石市から提供を受ける情報について、明石市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、明石市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、明石市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、明石市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年9月1日

明石市：兵庫県明石市中崎1丁目5番1号
明石市
明石市長 泉 房 穂

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

2-51 災害時における段ボール製品の供給に関する協定

明石市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における段ボール製品の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、明石市内において、地震、風水害その他の災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等に必要な物資の供給に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等の物資の供給が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）段ボール製簡易トイレ
- （5）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の協力)

第7条 平常時においても、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときには、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成28年末日までとする。

2 本協定は、前項の協定期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して何らかの申し出をしない場合、協定期間の満了の翌日からさらに1年間、本協定と同一の内容にて更新するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲、乙記名押印のうえ、各1通ずつ保管する。

平成28年3月11日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市長 泉 房 穂

乙 伊丹市東有岡5丁目33番地
セツカートン株式会社
代表取締役社長 丹 羽 俊 雄

様式第1号（第2条関係）

第 号
平成 年 月 日

セツカートン株式会社
代表取締役社長 様

明石市長

救援物資供給要請書

災害時における段ボール製品の供給に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請物資

物資の種類	数量	搬送希望日時	搬送場所	備考
		月 日 時 分		

2 その他必要な事項

--

明石市災害対策本部

所 属 (_____)

氏 名 (_____)

電話番号 (_____)

様式第2号（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

明 石 市 長 様

セッツカートン株式会社
代表取締役社長

救援物資供給完了報告書

災害時における段ボール製品の供給に関する協定第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり供給しましたので報告します。

記

1 供給物資

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考
		月 日 時 分		

2 その他必要な事項

--

セッツカートン株式会社

所 属 ()

氏 名 ()

電話番号 ()

2-52 災害時における緊急測量業務に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と明石市測量設計業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、緊急測量業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における緊急測量業務に関する協力体制について必要な事項を定め、緊急測量を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、緊急測量業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する測量資機材及び人員（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにし口頭で要請し、その後、速やかに様式1により、文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする資機材等の種類、数量及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、被災した公共施設の応急復旧並びに道路交通の確保及びその他市が災害復旧のために必要と認める緊急測量業務とする。

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により資機材等の応援要請があったときは、速やかに資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

2 乙は、平素より災害情報に関する情報収集に努めるとともに、市内において危険箇所等を見つけたときには、直ちに市に通報するよう努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の報告書により、文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の使用した資機材等に要する費用については、災害発生時における実費用を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第7条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第8条 この規定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて、相互に報告するものとする。

(秘密を守る義務)

第11条 乙は、本協定に係る業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、協定終了後も同様とする。

(協定締結の取消)

第12条 甲は、乙が次に掲げる事項に該当する場合は、協定締結を取り消すものとする。

- (1) 本協定に係る業務に対して、乙が特段の理由なく応じない場合
- (2) 別に定める締結要件を満たさなくなった場合
- (3) 乙が協定締結の取消を希望する場合

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間については、以下のとおりとする。

- (1) この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は1年間とする。
- (2) この協定は、前項の協定期間が満了する1ヵ月前までに、甲、乙いずれからも何らかの申し出がない場合には、協定期間の満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月11日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長 泉 房穂

乙 明石市山下町6番3号
明石市測量設計業協会

代表者

明石測量設計株式会社

代表取締役 今川 修

資機材等応援要請書

1 災害の状況及び業務内容

2 応援を必要とする資機材等の種類、数量及び人員

資 機 材	数 量	人 員

3 応援を必要する日時、場所及び期間

(1) 派遣日時

(2) 派遣先

(3) 派遣期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 様

明 石 市 長

資機材等応援報告書

1 応援に従事した事業者名、資機材、数量、人員

○ 事業者名

資 機 材	数 量	人 員

2 業務内容及び場所

3 応援に従事した期間

4 その他必要な事項

平 成 年 月 日

明 石 市 長 様

○○○○○○○ ○○○○

2-62 災害時における施設等の提供協力に関する協定

明石市（以下「甲」という。）及びアスピア明石北館・南館管理組合（以下「乙」という。）並びに明石地域振興開発株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における施設等の提供協力の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に、市役所庁舎が使用できない場合の代替施設として、アスピア明石北館（7階～9階）を使用する場合に、乙の管理する施設、設備及び丙の所有する施設を一部開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

（開放施設）

第2条 丙は、アスピア明石7階駐車場の一部（別紙配置図）を公用車及び災害対策関係車両の駐車場として開放し、甲が使用することを認める。

（支援内容）

第3条 乙は大規模災害時に、電気事業者からの電気供給が停止した場合には、次の事項について、アスピア明石北館7階及び8階を災害時の市庁舎として運用できるよう支援を行うものとする。

- (1) 北館7階～8階への非常用発電設備からの電気供給
- (2) 北館7階～8階トイレ及び水栓への給水（給水ポンプの稼働）
- (3) 非常用エレベータ（北館2号機）の運行（地下1階及び1階と7階との直行運転）
- (4) 非常用発電設備の連続運転に必要な重油の受け入れ

（支援要請）

第4条 乙及び丙は、甲が口頭、電話、電子メール等により市庁舎としての使用を要請し、乙及び丙の判断による施設の安全を確認した後、支援を開始する。

なお、甲から乙または丙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙及び丙は、甲の要請を待たずに支援を行うことができる。

2 乙及び丙は、施設設備の損傷等により、使用できないと判断した場合には、その旨を甲に連絡するものとする。

（報告）

第5条 乙及び丙は、この協定に基づき、第2条の施設の開放及び第3条の各号に掲げた支援内容を行ったときは、その内容を報告書にまとめ、甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙及び丙は、それぞれが管理する施設、設備の災害時運用に努めるものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用により甲が負担すべき経費
- (2) その他甲乙丙協議により甲が負担すべき経費

（支援期間）

第7条 この協定に基づく支援期間は、被災状況及び災害対応の各段階（人命救助、応急復旧等）に応じて甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（連絡体制）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

なお、変更が生じた場合には、その都度、甲乙丙それぞれ通知するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙いずれかが文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月11日

（甲） 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長職務代理者

明石市副市長 和田 満

（乙） 明石市東仲ノ町6番1号

アスパア明石北館・南館管理組合

理事長 木下 宣明

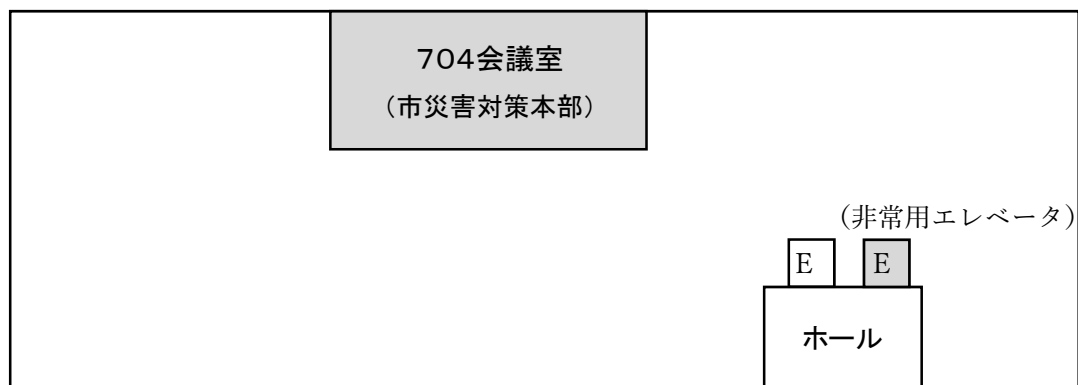
（丙） 明石市東仲ノ町6番1号

明石地域振興開発株式会社

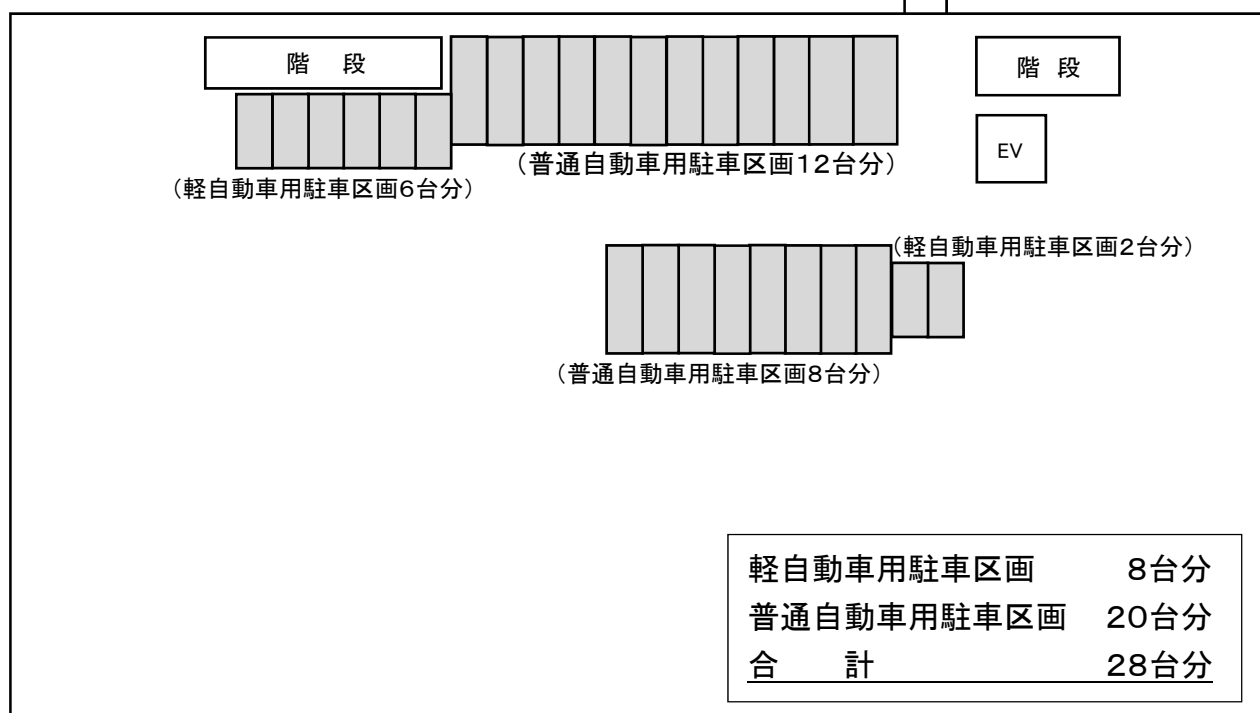
代表取締役社長 木下 宣明

配置図

【アスピア明石7階】



【駐車場(7階)の一部開放(優先使用)区画配置図】



2-63 災害時における航空写真撮影等に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と株式会社パスコ神戸支店（以下「乙」という。）は、第1条に定義する災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙に対して要請する航空写真撮影等の支援に関する協定を、次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑り、その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。

（目的）

第2条 この協定は、災害時等に、甲が乙に対して航空写真撮影等の実施を要請する際の手続き、その他必要な事項を定めることにより、甲の災害時等における迅速かつ的確な対応を図ることを目的とする。

（支援内容）

第3条 甲は、災害時等に、明石市域における災害発生箇所を対象範囲とし、次の各号の事項について、乙に支援（以下「本件支援」という。）を要請することができるものとする。

- （1）被災状況の把握に資する航空写真撮影
- （2）被災状況の把握に資する衛星画像の取得
- （3）被災状況の把握に資するUAV撮影
- （4）その他、甲乙協議の上決定した被災状況の把握に資する各種調査など

（支援実施）

第4条 乙は、甲から本件支援の要請があったときは、可能な限り協力するものとする。ただし、前条の規定に関わらず、甲は、次の各号の事項に該当する場合、乙は当該要請に応じることができないことを予め同意する。

- （1）乙が予定している作業拠点が被災し、支援に必要な機材、作業場所が稼働できない場合
- （2）乙の作業員が被災し、支援に従事できない場合
- （3）国、関係機関等により、飛行規制が行われた場合
- （4）通信インフラの不通または輻輳等により、通信回線が利用できない場合
- （5）想定できない事象により支援できない場合
- （6）その他、災害が継続している等の特別な理由がある場合

（費用負担）

第5条 この協定による本件支援に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。費用の請求及び支払いに関する時期及び方法は、甲乙協議の上決定する。

(本件支援の要請手続き)

第6条 甲が、第3条の規定により本件支援を要請するときは、要請書(別記様式第1号)を乙に提出するものとする。前条の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

(緊急連絡体制)

第7条 第6条を行うため、甲及び乙は、この協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任して緊急連絡体制を確立し、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ定めるものとする。緊急連絡体制に変更が生じた場合は、遅延なく相手方に通知しなければならない。

(支援の報告)

第8条 乙は、第3条の規定による本件支援を実施した場合は、報告書(別記様式第2号)を甲に提出するものとする。前条の規定にかかわらず、乙は、本件支援の継続が困難な事由が発生した場合は、速やかに甲に対し報告書によりその状況を報告し、指示を受けなければならない。前条の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、乙は、口頭又は電話等により甲に報告を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に報告書を甲に提出するものとする。

(資料の提供)

第9条 乙は、本件支援を行うために、次の各号に掲げる事項を記載した書面により必要な資料の提供を甲に求めることができる。

(1) 必要な資料の内容

(2) 資料の利用用途

2 甲は、前項の規定による資料提供の依頼が行われた場合において、その理由が相当と認めるときは、乙に当該資料を提供しなければならない。乙は、本件支援が完了したときは、甲から提供された資料について、甲に返却しなければならない。この場合において、乙は、提供された情報が電磁的記録として乙の所有する機器等に残るときは、当該情報を復元不可能な状態で消去しなければならない。

(機密保持)

第10条 乙は、本件支援により知り得た、甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は本件支援以外に利用してはならない。この協定の終了後も同様とする。

(従業者の災害補償)

第11条 この協定に基づく本件支援に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令によるものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(疑義)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和元年 5 月 14 日

甲 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号
明石市長 泉 房穂 ㊟

乙 神戸市中央区磯上通 4 丁目 1 番 6 号
株式会社パスコ 神戸支店
支店長 大畑 仁 ㊟

様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

株式会社パスコ神戸支店
支店長 様

明石市長

要 請 書

「災害時における航空写真撮影等に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。

(1) 要請箇所

(2) 要請場所

(3) 被災状況

(4) 要請内容

2-64 災害時における避難所としての施設使用に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と国立大学法人神戸大学（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲があらかじめ指定した避難所のみでは避難者の収容等が困難な場合において、乙が管理する施設の一部を当該避難所として迅速かつ円滑に使用するため、必要な事項を定めるものである。

（使用の申請等）

第2条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が指定する施設を甲が避難所として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により乙の管理する次の施設の一部又は全部の使用に関して、可能な範囲で協力するものとする。

明石市山下町3-4 神戸大学附属小学校

- (1) 体育館
- (2) グラウンド
- (3) トイレ及び洗面所

2 甲は、乙に避難所の使用申請を行うときは、協力要請書（別紙様式第1号）を提出する。ただし、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙が甲に対して行う施設の使用に関する協力は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域に居住する住民などの避難所

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの第2条の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、協力要請回答書（別紙様式第2号）を甲に交付し、甲は、当該回答書に記載の使用条件に基づき使用するものとする。

（使用時の注意事項）

第5条 甲は、施設を避難所として使用するに当たり、乙の指示に従うものとする。

- 2 避難所は、甲の責任において管理運営するものとする。
- 3 甲は、避難所を使用する者に対し、乙が使用を承認した施設以外の場所に立ち入らない

ように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(物資の支給等)

第6条 甲は、避難住民が必要とする物資を支給し、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、避難所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

2 避難所としての使用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。

3 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

(避難の事故等に係る責任)

第8条 乙は、避難所に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(協力期間)

第9条 施設を避難所として利用できる期間は、協力要請書に記載の協力期間とする。ただし、甲により、協力期間を延長する必要があると判断した場合は、乙に対し、延長の申請を行い、その承認を得るものとする。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、施設を避難所として使用を開始したときは、避難所としての使用を早期に終了するよう努めるものとする。

(原状回復義務)

第11条 甲は、施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

2 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担)

第12条 第3条に規定する協力内容に係る費用は無償とする。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協定の効力及び更新)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって、相手方に対して協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年（令和 2 年）8 月 6 日

甲 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号
明石市長 泉 房 穂

乙 神戸市灘区六甲台町 1 - 1
国立大学法人 神戸大学
学長 武 田 廣

(様式第1号)

年 月 日

国立大学法人神戸大学長 様

明石市長

協 力 要 請 書

災害時における避難所としての施設使用に関する協定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請項目

2 協力内容

3 協力を必要とする理由

4 協力期間

年 月 日から 日間（見込み）

5 連絡先

担当部署名：総合安全対策室

担当者名：

電話番号：078-918-5069

FAX番号：078-918-5140

E-mail：bousai@city.akashi.lg.jp

(様式第2号)

年 月 日

明石市長 様

国立大学法人神戸大学長

協 力 要 請 回 答 書

災害時における避難所としての施設使用に関する協定に基づき、 年 月 日に提出された協力要請について、下記のとおり回答します。

記

- 1 協力要請の諾否

- 2 協力内容（受諾できない場合は、その理由）

- 3 使用条件

- 4 協力期間

- 5 連絡先（国立大学法人神戸大学 神戸大学附属小学校）
担当部署名：
担当者名：
電話番号：
FAX番号：
E-mail：

2-65 災害時の避難施設に係る情報提供等に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害時の避難施設に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の避難施設について、甲が市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- （1）甲は、災害時の避難施設に係る情報を乙に提供すること。
- （2）乙は、甲から提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（緊急連絡体制）

第5条 第2条の内容を円滑に行うため、甲及び乙は、この協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任して緊急連絡体制を確立し、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ定めるものとする。緊急連絡体制に変更が生じた場合は、遅延なく相手方に通知しなければならない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

- 2 この協定は、前項の協定期間が満了する1ヵ月前までに、甲、乙いずれからも何らかの申し出がない場合には、協定期間の満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年 1月15日

甲 明石市中崎 1丁目5番1号
明石市長 泉 房穂

乙 東京都千代田区永田町2丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階
株式会社バカン
代表取締役 河野 剛進

2-66 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

明石市（以下「甲」という。）と、西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時におけるレンタル資機材の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、明石市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、速やかに救援・復旧活動を行うことを目的とする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とするときは、乙が保有し、または調達することができる資機材の優先的な提供を要請することができるものとする。

（支援の要請）

第3条 甲は、災害時における応急活動のため、レンタル資機材が必要となった場合は、内容を明示した文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、甲に対し、可能な範囲において優先的かつ速やかに資機材を提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が資機材を提供した場合に要する費用は、災害発生直前におけるレンタル料及び運搬に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払）

第6条 前条の規定に基づき定めた甲が負担する費用は、乙の請求により速やかに支払うものとするが、甲の予算措置が必要となる場合は、予算措置が講じられた後、速やかに支払うものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づく作業中に乙の業務に従事した者が、当該業務において負傷、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(平時の活動)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進し、災害の発生に備えるため、甲及び乙は、平時から情報交換を行うとともに、乙は、甲からの要請があった場合に、甲が行う防災訓練への参加等に努めるものとする。

(連絡体制)

第9条 甲乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとし、甲乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年 2月10日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市
明石市長 泉 房 穂

乙 大阪府中央区南船場二丁目2-5-8
長堀コミュニティビル4階
西尾レントオール株式会社
取締役関西支店長 橋本 宏治

2-67 明石市災害時におけるボランティア協定

明石市（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会 335-A 地区 3R2Z に所属するクラブ（以下「乙」という。）は、地震等の災害発生時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の災害発生時におけるボランティア活動（以下「活動」という。）に関する協力体制について必要な事項を定め、活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙が甲の要請に応じて行う活動は次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアセンターを経由して活動するボランティア等の移動や活動等に利用する車両の提供
- (2) 災害ボランティアセンター及び災害ボランティアの活動拠点（以下、「ボランティア支援拠点等」という）に必要な設備及び災害ボランティア活動に必要となる資機材等の提供
- (3) ボランティア支援拠点等で活動するボランティア等が利用する駐車場等の提供
- (4) 乙が有する専門性等を活かした物的・人的支援の提供
- (5) ボランティア支援拠点等におけるボランティアを対象とした飲食物の提供
- (6) その他、災害ボランティアセンター及びボランティアの活動の推進に必要とされた支援の提供

2 前項の活動を実施する場合は、乙は活動中における事故に備え保険に加入するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条第1項に規定する活動を要請する場合は、明石市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を通じて行うものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて、相手方及び市社協に報告するものとする。

(協力)

第5条 乙は、甲から第3条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り活動の協力を努めるものとする。ただし、止むを得ない事情により協力要請に応じられない場合はこの限りではない。

(経費の負担)

第6条 この協定により乙が実施する活動に係る費用は、原則として乙の負担とする。

(損害の負担)

第7条 第2条第1項の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第8条 乙は、この協定に係る活動を行うに当たり、活動上知り得た内容を第三者に漏らし
てはならない。

2 前項の規定は、協定終了後も同様とする。

(協定締結の取消)

第9条 甲は、乙が次に掲げる事項に該当する場合は協定締結を取り消すものとする。

- (1) 別に定める締結要件を満たさなくなった場合
- (2) 乙が協定締結の取消を希望する場合

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間については、以下のとおりとする。

- (1) この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は1年間とする。
- (2) この協定は、前項の協定期間が満了する1ヵ月前までに、甲、乙いずれからも何らかの申し出がない場合には、協定期間の満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲、乙記名押印の上、各1通ずつ保管する。

令和3年3月25日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長 泉 房穂

乙 明石市西新町3-2-23 明康殿3F

明石ライオンズクラブ

会長 北田 硬

明石市大久保町大窪 2204-3

明石セントラルライオンズクラブ

会長 魚住 富男

明石市二見町東二見 1323 御厨神社内

明石二見ライオンズクラブ

会長 中嶋 邦弘

神戸市西区伊川谷潤和 1058

精神文化センター2F

明石北ライオンズクラブ

会長 竹内 眞嗣

加古川市平岡町土山 1203-1

明石西ライオンズクラブ

会長 堀 啓人

明石市魚住町西岡 2313

明石魚住ライオンズクラブ

会長 藤之原 美津子

明石市西明石南町 2-11-13

明石しおさいライオンズクラブ

会長 末田 紀代美

2-68 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの
電力供給の協力に関する協定書

明石市

兵庫トヨタ自動車株式会社

神戸トヨペット株式会社

トヨタカローラ兵庫株式会社

ネットトヨタ兵庫株式会社

ネットトヨタウエスト兵庫株式会社

トヨタモビリティパーツ株式会社兵庫支社

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社、トヨタカローラ兵庫株式会社、ネッツトヨタ兵庫株式会社、ネッツトヨタウエスト兵庫株式会社（以下「乙」という。）、並びにトヨタモビリティパーツ株式会社兵庫支社（以下、「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、明石市内において災害が発生した場合に、甲、乙・丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、丙に対し書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。丙は、従業員の安全を確保したうえで、トヨタ側の窓口・とりまとめ役を務める。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保したうえで、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 丙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない県内トヨタ販社や、トヨタ自動車に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合、甲乙両方で都度、協議し、引渡しの方法を調整する。

(貸与期間)

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面(様式第2号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び引渡し場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が外部給電可能な車両を貸与した期間中の費用については、無償とする。ただし、燃料費、丙が貸与期間中に掛ける任意保険料相当額については、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙・丙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに丙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。
- (2) 丙は、貸与期間中の甲の責による人的・物的損害賠償(貸与車両そのものの損害は除く)に備え任意保険を掛け、その費用相当額は、後日、甲に請求するものとする。
- (3) 丙が掛ける任意保険は、別紙の通りとする。
- (4) 乙が甲に貸与した車両そのものの損害については、甲が故意に損傷させた場合を除き、甲に費用負担を求めない。
- (5) 甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに丙にその旨を連絡する。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、明石市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、

第13条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第12条 甲、丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式第3号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第13条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第14条 乙・丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙・丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第15条 甲、乙・丙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙・丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙・丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙・丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年 7月 1日

- 甲 明石市中崎1丁目5-1
明石市
明石市長 泉 房穂
- 乙 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号
兵庫トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 瀧川 高章
- 神戸市兵庫区水木通2丁目1番1号
神戸トヨペット株式会社
代表取締役社長 西村 公秀
- 神戸市兵庫区大開通9丁目1番14号
トヨタカローラ兵庫株式会社
代表取締役社長 伏見 和政
- 神戸市中央区栄町通7丁目1-3
ネットトヨタ兵庫株式会社
代表取締役社長 西村 卓也
- 神戸市長田区大道通5丁目101番地の2
ネットトヨタウエスト兵庫株式会社
代表取締役社長 谷口 弘一
- 丙 神戸市長田区北町2-9-2
トヨタモビリティパーツ株式会社
兵庫支社長 大塚 美幸

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

明石市長

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・庁舎住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両の提供協力受書

明石市長 様

会社名
代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

2 報告に係る連絡先担当者

会社名		
職氏名		
連絡先		

任意保険補償内容

補償内容		補償金額
車両保険		なし (ロードサービス費用なし)
対人賠償責任保険		無制限 (免責0万円)
対物賠償責任保険		無制限 (免責0万円)
人身傷害保険		なし
その他	任意セット特約	搭乗者傷害 (入通院/一時金) 特約
	自動セット特約	対物超過修理費用特約 対航空機「対物賠償」限度額 (10億円) 特約 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

災害時等における施設等の使用に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）は、明石市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の運営するイオン明石ショッピングセンターの立体駐車場の一部を甲の一時避難場所として使用すること及びそれに付随することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の所有する次の施設の一部（以下「本件施設」という。）を、避難者に対する甲の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として使用すること及びそれに付随することについて必要な事項を定めるものとする。

施設の名称	イオン明石ショッピングセンター5番街
施設の所在地	兵庫県明石市大久保町ゆりのき通3-3-1
甲が使用可能な部分	イオン明石ショッピングセンター5番街の立体駐車場のうち、乙の指定した部分（別紙赤枠部分）

（災害の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に掲げる災害のうち、地震、津波、豪雨、洪水及び土石流をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 本件施設を、避難者の一時避難場所として甲に使用させること
- (2) 乙の設備が使用可能な場合で、かつ、乙の自衛消防活動、避難活動及び事業運営に支障が生じない範囲内で、避難してきた避難者に対し、水道、トイレ等を使用させること
- (3) 乙の設備が使用可能な場合、かつ、乙の自衛消防活動、避難活動及び事業運営に支障が生じない範囲内で、避難してきた避難者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害状況の情報を提供すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げるもののほか、必要と認める事項については、相互に協力を要請することができる。

(協力要請)

- 第4条 甲は、本件施設を一時避難場所として使用する必要が生じた場合は、乙に対し、その使用について文書をもって要請するものとする。ただし、文書で要請することができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、乙の自衛消防活動、避難活動及び事業運営に支障が生じない範囲内で本件施設を一時避難場所として甲に使用させることを承認するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請に応じることができないと判断した場合は、当該要請に応じないことができる。

(使用期間)

- 第5条 甲が本件施設を一時避難場所として使用することができる期間は、前条第1項の規定による要請を行ったときから5日以内とする。

(避難場所の運営)

- 第6条 甲が本件施設を一時避難場所として使用する場合は、甲は、甲の職員を本件施設へ派遣するものとする。
- 2 甲が本件施設を一時避難場所として使用する場合は、次の各号に掲げる内容により、運営するものとする。
- (1) 甲は、一時避難場所における避難者の避難誘導及び一時避難場所の管理について一切の責任を負う。
 - (2) 避難者からの苦情、避難者間での紛争、トラブル及びそれらに伴う損害発生時の対応については、甲が責任をもって実施するものとし、乙はその責任を負わない。
 - (3) 本件施設を一時避難場所として使用することに伴い発生した廃棄物等については、甲が責任をもって処分する。
 - (4) 乙のトイレが使用可能な場合で、かつ、乙の自衛消防活動、避難活動及び事業運営に支障が生じない範囲内で、乙は、本件施設に派遣された甲の職員及び避難者に対し、トイレを使用させることができる。
 - (5) 乙の設備が使用可能な場合で、かつ、乙の自衛消防活動、避難活動及び事業運営に支障が生じない範囲内で、乙は、避難者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害状況の情報を提供することができる。
- 3 甲は、避難者に対し、次の各号に掲げる事項について指導を行わなければならない。
- (1) 危険物を持ち込まないこと

- (2) 火気を使用しないこと
 - (3) 本件施設（本件施設に付帯する設備を含む）を故意または過失により毀損しないこと
 - (4) その他、本件施設及びイオン明石ショッピングセンターの安全を脅かす行為、営業活動を妨げる行為、その他の迷惑行為をしないこと
- 4 乙は、本件施設を一時避難場所として使用させれば足り、一時避難所の運営、避難者の誘導などは行わないものとする。

（原状回復）

第7条 甲は、第5条に定める使用できる期間の満了後直ちに、甲の責任と費用にて、本件施設を原状に復し、乙に返還するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙は、本件施設を一時避難場所として使用させる場合、次項に掲げるものを除き、甲に対して、使用の対価は求めず、無償で使用させるものとする。

2 次の各号に掲げる事項については、甲が負担するものとする。

(1) 前条の原状回復に要する経費

(2) 甲が本件施設を一時避難場所として使用した際に発生した電気代、水道代、その他甲乙協議により甲が負担すべき経費

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙は、避難者が避難した際に被った損害に対する責任を一切負わないものとする。

2 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。また、避難者が避難者の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、甲は、当該避難者と連帯して、その損害を賠償するものとする。

（変更及び廃止）

第10条 乙は、本件施設の運営を止めること等により一時避難場所として提供することができないときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙から前項の規定による通知を受けたときは、一時避難場所としての使用が想定される地域の住民にその旨を通知しなければならない。

3 乙が本件施設を一時使用場所として提供することができなくなった場合、この協定は当然に終了するものとし、何らの責任も負わない。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

甲： 明石市総務局 総合安全対策室 地域防災担当課長

乙： イオン明石ショッピングセンター ゼネラルマネージャー

(協議)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも、相手方に対し異議の申出がないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(雑則)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 3年 8月27日

(甲) 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号
明石市長
泉 房穂

(乙) 大阪市福島区海老江1丁目1番23号
イオンリテール株式会社
取締役専務執行役員近畿カンパニー支社長
土谷 美津子

2-70 災害救助に必要な物資の供給に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）とシバタ工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲において、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合、甲が災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請できるものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- （1）安全長靴
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第5条 乙は前条の規定による要請があったときは、可能な範囲において物資の供給に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに物資の納品報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。

(価格の決定)

第7条 乙が甲に供給した物資の価格は、供給時の標準価格を基準として甲、乙協議して定める。また、供給物資の運搬費用額についても、甲、乙協議して定める。

(代金の請求及び支払い)

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月16日

甲 兵庫県明石市中崎1丁目5-1

明石市長 泉 房穂 印

乙 兵庫県明石市魚住町中尾1058番地
シバタ工業株式会社

代表取締役社長 柴田 充喜 印

別記第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

殿

明石市長

物資の供給要請書

災害救助に必要な物資の供給に関する協定にもとづき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

物資の種類	数量	供給希望日時	物資の取引場所	その他必要事項

別記第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

明石市長 殿

物資の納品報告書

災害救助に必要な物資の供給に関する協定書にもとづき、下記のとおり物資を納品しましたので報告します。

記

物資の種類	数量	納品日時	物資の取引場所	その他必要事項

2-71 災害時における連携協力に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、明石市内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、明石市内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第5条 相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第6条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第8条 乙は、第5条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(相談料)

第10条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

(日当等)

第11条 第5条及び第9条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(乙独自の相談活動への協力)

第12条 乙が、災害等の状況に照らし、第4条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議のうえ、可能な限り、第6条及び第7条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

(車両の通行)

第13条 甲は、乙が第4条(第12条2項により事後に甲から要請があった場合を含む。)に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から2025年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

2022年11月28日

甲 明石市中崎1-5-1
明石市
市長 泉 房 穂

乙 神戸市中央区橘通1-4-3
兵庫県弁護士会
会長 中 上 幹 雄

災害時における物資の供給に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、明石市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

（1）明石市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

（2）明石市外の災害について、国、兵庫県、関係地方公共団体等から、物資の調達にかかる要請を受けたとき、または救助の必要があるとき。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。

3 乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（物資の引取り）

第5条 物資の引取り場所は、別表2に記載のとおりとし、甲は乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとし、その場合は、乙の運搬車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 1月15日

「甲」 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号
明石市
明石市長 丸谷 聡子

「乙」 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役社長 疋田 直太郎

別表1 (第3条関係)

災害時における供給物資

種類	物資名
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品
食品等	飲料水、水缶、カップラーメン、菓子
冷暖房器具等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ

別表2 (第5条関係)

物資の引き取り場所

店名	〒	所在地	電話番号
玉津インター	651-2145	神戸市西区玉津町居住 172	078-921-5657
PRO伊川谷	651-2124	神戸市西区伊川谷町潤和 1118 番地 1	078-978-5750
明石二見	674-0094	明石市二見町西二見 157 番地 3	078-941-5750
PRO魚住	674-0074	明石市魚住町清水 450 番地 1	078-949-5627
魚住	674-0074	明石市魚住町清水 423	078-949-1957

別紙 (連絡体制表)

連絡体制表

2024年(令和6年)1月15日現在

甲 (明石市)

所在地 〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号	
電話・FAX番号	担当部署
第1優先 TEL 078-918-5069 FAX 078-918-5140	明石市 総務局 総合安全対策室 地域防災担当 (直通)
第2優先 TEL 078-912-1111 FAX	明石市役所代表 (執務時間外)

乙 (コーナン商事株式会社)

所在地 〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目2番17号	
電話・FAX番号	担当部署
第1優先 TEL 06-6397-1621 FAX 06-6397-1650	担当部署 コーナン商事株式会社 代表
第2優先 TEL FAX	担当部署 コーナン商事株式会社

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、兵庫県内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献するよう必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に明石市災害対策本部等を設置し、かつ、明石市に災害救助法が適用された場合で、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力事項）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災支援相談窓口の設置
- （2）甲への乙の会員の派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（要請手続き等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした別紙「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口答により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

- 2 乙は、第2条の要請による業務の実施又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法又及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができる。

(費用負担)

第7条 第3条に規定する行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(実費手数料の取扱)

第8条 甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

(情報共有)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行えるよう、平時から情報共有するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(損害の補償)

第10条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和6年3月18日

甲 明石市

市長 丸谷 聡子

乙 兵庫県行政書士会

会長 大口 晋

(別紙)

大規模災害時支援協力要請書

兵庫県行政書士会 会長 宛

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属	職名
氏名・電話番号	氏名	電話
電話・FAX 等による要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
要 請 内 容		
場 所		
期 間		
備 考		